

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年1月24日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関崎 司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース
（為替ヘッジ付き）
ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース
（為替ヘッジなし）

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 各ファンドについて2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）

ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記ファンドを総称して「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「Aコース（為替ヘッジ付き）」または「Aコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「Bコース」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%^{*}（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチング を行う場合の申込手数料は無手数料とします。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

* 消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成26年1月25日から平成26年7月25日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日に該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」

等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、ドイチェ・世界株式インデックス・マザー（以下、「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて主として日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

各ファンド共通

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「補足分類」の区分のうち、「インデックス型」とは、目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 属性区分表 >

A コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			日経225	ブル・ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX	条件付 運用型
		欧州				
不動産投信	年4回	アジア			TOPIX	ロング・ ショート型 絶対収益 追求型
		オセアニア				
その他資産 (投資信託証券 (株式))	年6回 (隔月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ 指数(円 ヘッジ・ベ ース))	その他 ()
		アフリカ				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
		エマージング				
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
		エマージング				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
		エマージング				

B コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			日経225	ブル・ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX	条件付 運用型
		欧州				
不動産投信	年4回	アジア			TOPIX	ロング・ ショート型 絶対収益 追求型
		オセアニア				
その他資産 (投資信託証券 (株式))	年6回 (隔月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ 指数(円 ノーヘッジ・ ベース))	その他 ()
		アフリカ				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
		エマージング				
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
		エマージング				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 属性区分の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド(投資信託証券)を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。
- 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
6. 「対象インデックス」の区分のうち、「その他」とは、日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

ファンドの特色(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

1. ドイチェ・世界株式インデックス・マザーへの投資を通じて、主に日本を除く世界主要各国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。

Aコース(為替ヘッジ付き)

- ・実質外貨建資産 に対して、原則として対円での為替ヘッジを行います。
「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。以下同じ。
- ・MSCIコクサイ指数(円ヘッジ・ベース)に連動した投資成果を目指します。
- ・為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されます。ただし、ヘッジコストを考慮し、他通貨による為替ヘッジの手法等を用いる場合があり、この場合は為替変動リスクが一部残ります。
- ・為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べて高い場合は、その金利差相当分のヘッジコストがかかりますので、そのコスト分が株式の投資成果から差し引かれることとなります。

Bコース(為替ヘッジなし)

- ・実質外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ・MSCIコクサイ指数(円ノーヘッジ・ベース)に連動した投資成果を目指します。
- ・原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動により基準価額が大きく変動することがあります。
- ・解約時や償還時の為替水準が、買付時と比較して円安であれば、株式の投資成果に加えて為替差益を享受していただけます。
- ・一方、解約時や償還時の為替水準が、買付時と比較して円高であれば、株式の投資成果から為替差損が差し引かれることとなります。

Aコース(為替ヘッジ付き)とBコース(為替ヘッジなし)の間でスイッチングができます。

(注)販売会社によっては、Aコース(為替ヘッジ付き)、Bコース(為替ヘッジなし)どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

MSCIコクサイ指数 とは?

MSCIコクサイ指数とは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が開発した株価指数です。日本を除く世界の主要国から構成されています。ただし、構成国については、定期的に見直しが行われます。

M S C I コクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

2. Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に委託します。

3. ファミリーファンド方式 で運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

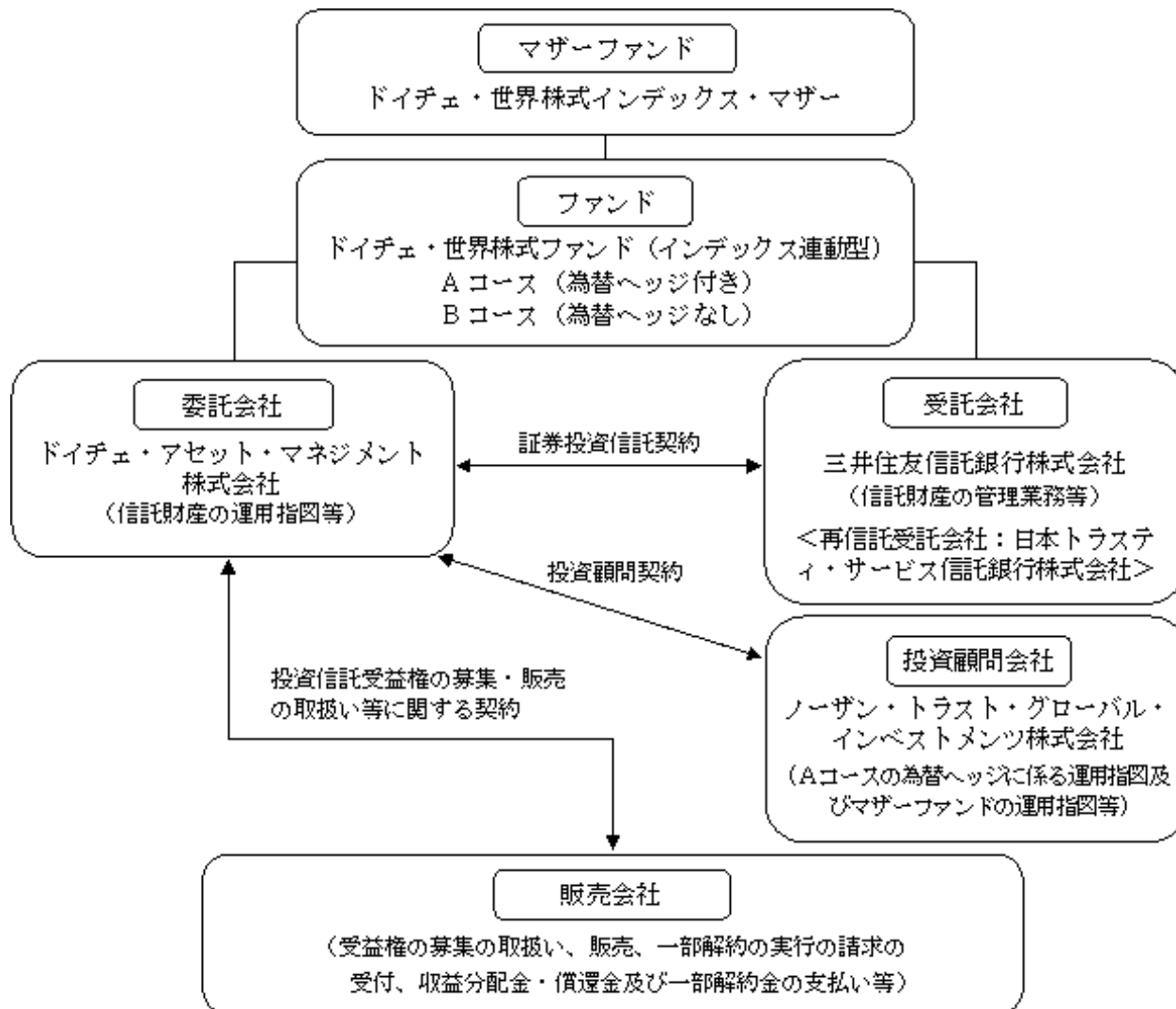
(2)【ファンドの沿革】

平成10年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BT世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）/ Bコース（為替ヘッジなし）」より「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）/ Bコース（為替ヘッジなし）」に変更）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

**委託会社及びファンドの関係法人**

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

d. ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社(「投資顧問会社」)

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

a. 資本金の額(2013年11月末現在)

3,078百万円

b. 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

c. 大株主の状況(2013年11月末現在)

名 称：ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住 所：シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10

所有株式：61,560株

所有比率：100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイチェ・世界株式インデックス・マザー受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資することもあります。

b. 投資態度

1) 主に、ドイチェ・世界株式インデックス・マザー受益証券への投資を通して、日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。

2) Aコース(為替ヘッジ付き)は、MSCIコクサイ指数(円ヘッジ・ベース)に連動した投資成果を目指します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

Bコース（為替ヘッジなし）は、MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 3) マザーファンド受益証券の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向等によってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。

<マザーファンドの投資方針>

基本方針

マザーファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

日本を除く世界主要各国の株式を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。
- 3) 実質的な株式の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向等によってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・世界株式インデックス・マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< マザーファンドの投資対象 >

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16．外国の者に対する権利で上記15．の権利の性質を有するもの

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1．の証券または証書及び上記8．ならびに上記13．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記8．ならびに上記13．の証券または証書のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．の証券及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

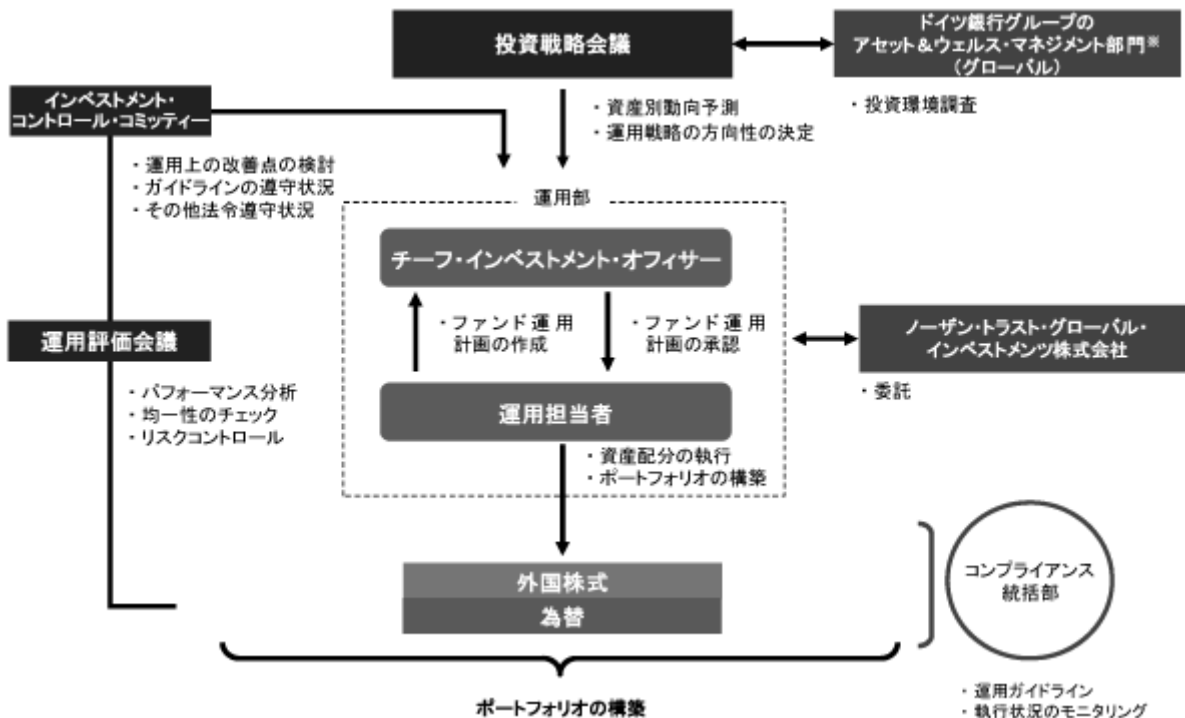
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >



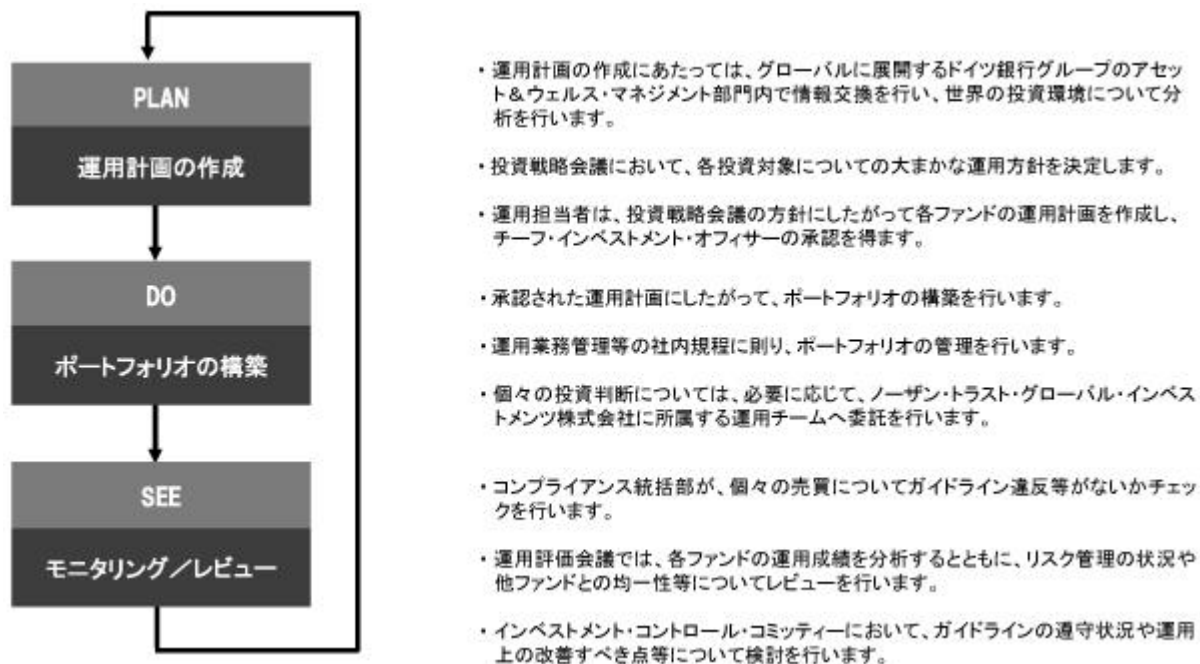
ドイツ銀行グループにおける資産運用ビジネスを担います。

委託会社は、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図に関する権限をノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（所在地：東京都港区）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年2回の毎決算時（原則として毎年4月25日及び10月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、各ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

c. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

l. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< マザーファンドの信託約款に定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えこととなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上

昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

Aコースについては、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されますが、影響がすべて排除されるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ベンチマークからの乖離リスク

当ファンドは、MSCIコクサイ指数に連動した投資成果を目指して運用を行いますが、資金の流出入と実際に株式を売買する間の時間の差、株式売買委託手数料や信託報酬等の負担、基準価額算定とMSCIコクサイ指数算定で使用する為替レートの相違等の要因によって、基準価額がMSCIコクサイ指数から乖離することがあります。このため、MSCIコクサイ指数が下落した場合には、基準価額がMSCIコクサイ指数よりも大きく下落し、より大きな損失を被ることがあります。

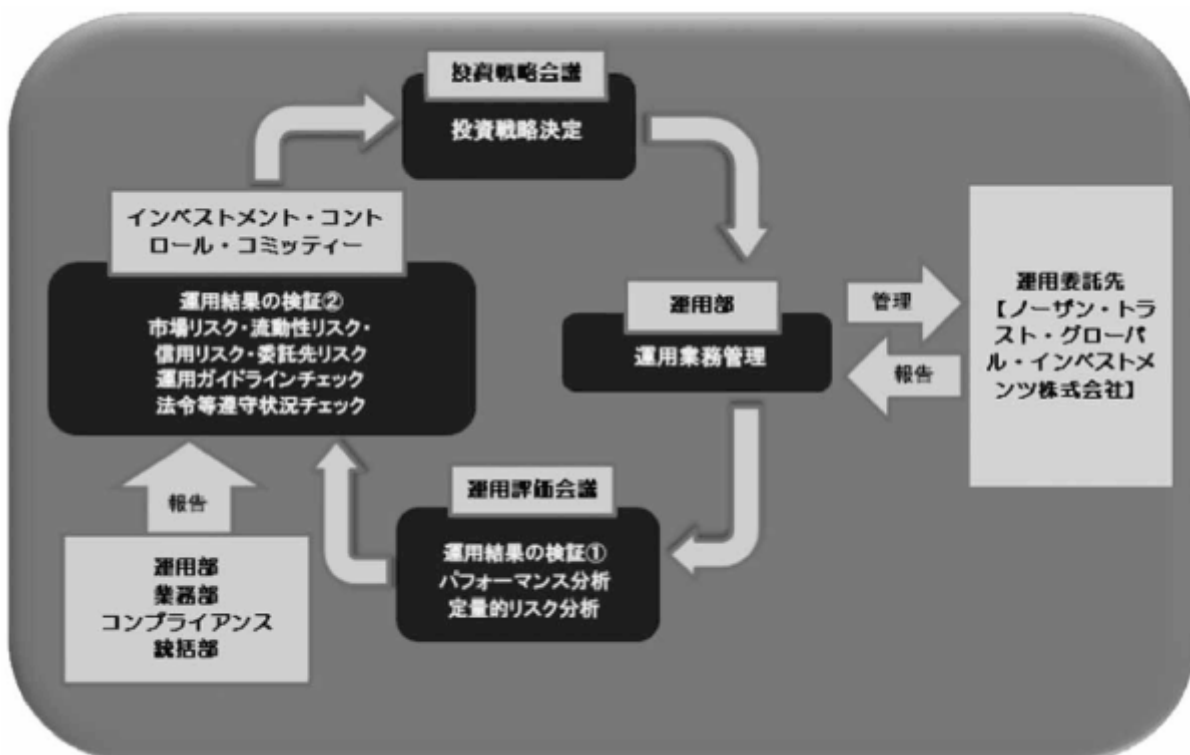
その他の留意点

- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日

- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%^{*}（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングを行う場合の申込手数料は無手数料とします。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。以下同じ。

* 消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9765%^{*}（税抜0.93%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率、税抜）

委託会社	販売会社	受託会社
0.38%	0.45%	0.10%

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

* 消費税率が8%になった場合は、年率1.0044%となります。

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図を行うノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に対する投資顧問報酬は、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.19%（税抜）以内の率を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

各ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合は、当該制度に係る税制が適用されます。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われず。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。)

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成26年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、配当金控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）」

（平成25年11月29日現在）

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	290,900,678	105.17
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	14,308,866	5.17
合計(純資産総額)	-	276,591,812	100.00

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）」

（平成25年11月29日現在）

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	946,739,041	100.80
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	7,557,363	0.80
合計(純資産総額)	-	939,181,678	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考情報）

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

（平成25年11月29日現在）

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	659,595,502	53.30
	カナダ	53,557,083	4.33
	ドイツ	49,584,948	4.01
	イタリア	11,026,358	0.89
	フランス	48,117,296	3.89
	オーストラリア	37,766,143	3.05
	イギリス	112,043,501	9.05
	スイス	54,468,072	4.40
	バミューダ	4,525,902	0.37
	香港	12,662,737	1.02
	シンガポール	7,065,531	0.57
	ニュージーランド	356,093	0.03
	オランダ	19,563,002	1.58
	スペイン	17,617,501	1.42
	ベルギー	6,753,921	0.55
	スウェーデン	16,984,566	1.37
	ノルウェー	3,872,003	0.31
	オーストリア	1,865,210	0.15
	ルクセンブルグ	2,448,655	0.20
フィンランド	4,833,925	0.39	

	デンマーク	6,251,794	0.51
	アイルランド	10,291,923	0.83
	イスラエル	2,751,943	0.22
	ポルトガル	1,105,692	0.09
	ケイマン	1,530,415	0.12
	モーリシャス	243,984	0.02
	リベリア	453,310	0.04
	パナマ	518,921	0.04
	キュラソー	4,738,123	0.38
	ジャージー	7,666,817	0.62
	ガーンジー	513,532	0.04
	英ヴァージン諸島	502,923	0.04
	マン島	387,763	0.03
	小計	1,161,665,089	93.86
投資証券	アメリカ	15,856,363	1.28
	フランス	1,644,526	0.13
	オーストラリア	3,725,660	0.30
	イギリス	1,645,959	0.13
	香港	555,263	0.04
	シンガポール	551,153	0.04
	オランダ	264,821	0.02
	小計	24,243,745	1.96
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	51,697,953	4.18
合計(純資産総額)	-	1,237,606,787	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）」

< 評価額(全銘柄) >

(平成25年11月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・世界株式イ ンデックス・マザー	172,918,432	1.5727 1.6823	271,955,753 290,900,678	105.17

< 種類別投資比率 >

(平成25年11月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	105.17
合計	-	105.17

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）」

< 評価額(全銘柄) >

(平成25年11月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	562,764,692	1.5721 1.6823	884,722,373 946,739,041	100.80

< 種類別投資比率 >

(平成25年11月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.80
合計	-	100.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成25年11月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	381	54,481.29 55,917.22	20,757,373 21,304,462	1.72
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	1,754	9,055.97 9,606.99	15,884,182 16,850,670	1.36
アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・サービス	3,160	3,454.62 3,850.99	10,916,620 12,169,134	0.98
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	110	105,036.82 108,883.71	11,554,051 11,977,209	0.97
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,169	9,458.48 9,727.85	11,056,971 11,371,858	0.92
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO.	資本財	4,123	2,656.77 2,747.92	10,953,882 11,329,709	0.92
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	817	12,347.75 12,538.25	10,088,115 10,243,755	0.83
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	1,330	7,411.32 7,490.52	9,857,062 9,962,404	0.80
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	1,137	8,256.07 8,631.95	9,387,158 9,814,535	0.79
アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	各種金融	1,580	5,375.00 5,887.10	8,492,502 9,301,620	0.75
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	2,040	4,372.30 4,534.13	8,919,511 9,249,632	0.75
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,705	3,135.07 3,265.14	8,480,381 8,832,229	0.71
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	293	28,061.19 28,536.42	8,221,931 8,361,173	0.68
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	7,252	1,141.80 1,141.80	8,280,365 8,280,365	0.67
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	2,202	3,546.80 3,626.69	7,810,063 7,985,976	0.65
アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP.	ソフトウェア・サービス	427	18,210.27 18,330.10	7,775,787 7,826,955	0.63
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	19,573	383.22 382.63	7,500,849 7,489,381	0.61
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	891	7,892.21 8,056.27	7,031,961 7,178,145	0.58
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	4,267	1,451.29 1,621.30	6,192,660 6,918,123	0.56

アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	1,222	5,136.36 5,433.38	6,276,635 6,639,591	0.54
アメリカ	株式	THE COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	1,611	3,973.89 4,116.25	6,401,946 6,631,294	0.54
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,209	4,733.85 5,103.58	5,723,227 6,170,238	0.50
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	1,190	5,164.01 5,113.83	6,145,179 6,085,458	0.49
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	7,494	753.64 806.12	5,647,786 6,041,117	0.49
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	1,585	3,387.02 3,614.40	5,368,441 5,728,826	0.46
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	652	9,031.39 8,756.90	5,888,469 5,709,505	0.46
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	900	6,134.84 6,214.33	5,521,360 5,592,903	0.45
アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC.	食品・生活必需品小売り	670	7,826.93 8,288.84	5,244,047 5,553,529	0.45
アメリカ	株式	AMAZON COM INC	小売	140	34,024.94 39,606.83	4,763,492 5,544,957	0.45
アメリカ	株式	PEPSICO INC.	食品・飲料・タバコ	627	8,453.74 8,646.29	5,300,499 5,421,227	0.44

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

（平成25年11月29日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	9.79
		素材	5.39
		資本財	7.49
		商業・専門サービス	0.96
		運輸	1.69
		自動車・自動車部品	1.59
		耐久消費財・アパレル	1.60
		消費者サービス	1.77
		メディア	2.89
		小売	3.10
		食品・生活必需品小売り	2.18
		食品・飲料・タバコ	6.00
		家庭用品・パーソナル用品	1.83
		ヘルスケア機器・サービス	2.80
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.57
		銀行	7.69
		各種金融	5.80
		保険	4.10
		不動産	0.52
		ソフトウェア・サービス	6.14
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.93		
電気通信サービス	3.42		
公益事業	3.14		
半導体・半導体製造装置	1.47		
	小計	93.86	

投資証券	外国	運輸	0.05
		不動産	1.91
小計			1.96
合計			95.82

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第11期計算期間末(平成16年 4月26日)	780	780	0.7778	0.7778
第12期計算期間末(平成16年10月25日)	649	649	0.7495	0.7495
第13期計算期間末(平成17年 4月25日)	634	634	0.7896	0.7896
第14期計算期間末(平成17年10月25日)	483	483	0.8322	0.8322
第15期計算期間末(平成18年 4月25日)	450	450	0.9278	0.9278
第16期計算期間末(平成18年10月25日)	416	416	0.9539	0.9539
第17期計算期間末(平成19年 4月25日)	433	433	1.0194	1.0194
第18期計算期間末(平成19年10月25日)	390	390	1.0173	1.0173
第19期計算期間末(平成20年 4月25日)	352	352	0.9143	0.9143
第20期計算期間末(平成20年10月27日)	233	233	0.6054	0.6054
第21期計算期間末(平成21年 4月27日)	225	225	0.5920	0.5920
第22期計算期間末(平成21年10月26日)	283	283	0.7432	0.7432
第23期計算期間末(平成22年 4月26日)	307	307	0.8141	0.8141
第24期計算期間末(平成22年10月25日)	303	303	0.8093	0.8093
第25期計算期間末(平成23年 4月25日)	337	337	0.8865	0.8865
第26期計算期間末(平成23年10月25日)	297	297	0.8041	0.8041
第27期計算期間末(平成24年 4月25日)	289	289	0.8583	0.8583
第28期計算期間末(平成24年10月25日)	283	283	0.8957	0.8957
第29期計算期間末(平成25年 4月25日)	288	288	1.0039	1.0039
第30期計算期間末(平成25年10月25日)	282	282	1.1103	1.1103
平成24年11月末	288	-	0.9068	-
平成24年12月末	287	-	0.9156	-
平成25年 1月末	301	-	0.9680	-
平成25年 2月末	298	-	0.9718	-
平成25年 3月末	297	-	0.9963	-
平成25年 4月末	290	-	1.0130	-
平成25年 5月末	294	-	1.0460	-
平成25年 6月末	270	-	1.0097	-

平成25年 7月末	280	-	1.0574	-
平成25年 8月末	275	-	1.0393	-
平成25年 9月末	280	-	1.0751	-
平成25年10月末	284	-	1.1162	-
平成25年11月末	276	-	1.1338	-

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第11期計算期間末(平成16年 4月26日)	658	658	0.8381	0.8381
第12期計算期間末(平成16年10月25日)	638	638	0.8209	0.8209
第13期計算期間末(平成17年 4月25日)	637	637	0.8749	0.8749
第14期計算期間末(平成17年10月25日)	616	616	0.9932	0.9932
第15期計算期間末(平成18年 4月25日)	632	632	1.1261	1.1261
第16期計算期間末(平成18年10月25日)	687	687	1.2440	1.2440
第17期計算期間末(平成19年 4月25日)	771	771	1.3879	1.3879
第18期計算期間末(平成19年10月25日)	852	852	1.3905	1.3905
第19期計算期間末(平成20年 4月25日)	786	786	1.1804	1.1804
第20期計算期間末(平成20年10月27日)	457	457	0.6201	0.6201
第21期計算期間末(平成21年 4月27日)	545	545	0.6504	0.6504
第22期計算期間末(平成21年10月26日)	732	732	0.8247	0.8247
第23期計算期間末(平成22年 4月26日)	816	816	0.9016	0.9016
第24期計算期間末(平成22年10月25日)	730	730	0.7814	0.7814
第25期計算期間末(平成23年 4月25日)	808	808	0.8909	0.8909
第26期計算期間末(平成23年10月25日)	664	664	0.7384	0.7384
第27期計算期間末(平成24年 4月25日)	746	746	0.8362	0.8362
第28期計算期間末(平成24年10月25日)	745	745	0.8528	0.8528
第29期計算期間末(平成25年 4月25日)	974	974	1.1788	1.1788
第30期計算期間末(平成25年10月25日)	931	931	1.2878	1.2878
平成24年11月末	776	-	0.8876	-
平成24年12月末	822	-	0.9490	-
平成25年 1月末	893	-	1.0548	-
平成25年 2月末	890	-	1.0633	-
平成25年 3月末	920	-	1.1046	-
平成25年 4月末	969	-	1.1733	-
平成25年 5月末	986	-	1.2429	-
平成25年 6月末	892	-	1.1638	-
平成25年 7月末	924	-	1.2167	-
平成25年 8月末	895	-	1.2000	-
平成25年 9月末	903	-	1.2470	-
平成25年10月末	939	-	1.3072	-
平成25年11月末	939	-	1.3770	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）」

	1口当たりの分配金(円)
第11期計算期間(平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	0.0000
第12期計算期間(平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	0.0000
第13期計算期間(平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	0.0000
第14期計算期間(平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	0.0000
第15期計算期間(平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	0.0000
第16期計算期間(平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	0.0000
第17期計算期間(平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	0.0000
第18期計算期間(平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	0.0000
第19期計算期間(平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	0.0000
第20期計算期間(平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	0.0000
第21期計算期間(平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	0.0000
第22期計算期間(平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	0.0000
第23期計算期間(平成21年10月27日～平成22年 4月26日)	0.0000
第24期計算期間(平成22年 4月27日～平成22年10月25日)	0.0000
第25期計算期間(平成22年10月26日～平成23年 4月25日)	0.0000
第26期計算期間(平成23年 4月26日～平成23年10月25日)	0.0000
第27期計算期間(平成23年10月26日～平成24年 4月25日)	0.0000
第28期計算期間(平成24年 4月26日～平成24年10月25日)	0.0000
第29期計算期間(平成24年10月26日～平成25年 4月25日)	0.0000
第30期計算期間(平成25年 4月26日～平成25年10月25日)	0.0000

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）」

	1口当たりの分配金(円)
第11期計算期間(平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	0.0000
第12期計算期間(平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	0.0000
第13期計算期間(平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	0.0000
第14期計算期間(平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	0.0000
第15期計算期間(平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	0.0000
第16期計算期間(平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	0.0000
第17期計算期間(平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	0.0000
第18期計算期間(平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	0.0000
第19期計算期間(平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	0.0000
第20期計算期間(平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	0.0000
第21期計算期間(平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	0.0000
第22期計算期間(平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	0.0000
第23期計算期間(平成21年10月27日～平成22年 4月26日)	0.0000
第24期計算期間(平成22年 4月27日～平成22年10月25日)	0.0000
第25期計算期間(平成22年10月26日～平成23年 4月25日)	0.0000
第26期計算期間(平成23年 4月26日～平成23年10月25日)	0.0000
第27期計算期間(平成23年10月26日～平成24年 4月25日)	0.0000

第28期計算期間(平成24年 4月26日～平成24年10月25日)	0.0000
第29期計算期間(平成24年10月26日～平成25年 4月25日)	0.0000
第30期計算期間(平成25年 4月26日～平成25年10月25日)	0.0000

【収益率の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

	収益率(%)
第11期計算期間(平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	10.7
第12期計算期間(平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	3.6
第13期計算期間(平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	5.4
第14期計算期間(平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	5.4
第15期計算期間(平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	11.5
第16期計算期間(平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	2.8
第17期計算期間(平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	6.9
第18期計算期間(平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	0.2
第19期計算期間(平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	10.1
第20期計算期間(平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	33.8
第21期計算期間(平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	2.2
第22期計算期間(平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	25.5
第23期計算期間(平成21年10月27日～平成22年 4月26日)	9.5
第24期計算期間(平成22年 4月27日～平成22年10月25日)	0.6
第25期計算期間(平成22年10月26日～平成23年 4月25日)	9.5
第26期計算期間(平成23年 4月26日～平成23年10月25日)	9.3
第27期計算期間(平成23年10月26日～平成24年 4月25日)	6.7
第28期計算期間(平成24年 4月26日～平成24年10月25日)	4.4
第29期計算期間(平成24年10月26日～平成25年 4月25日)	12.1
第30期計算期間(平成25年 4月26日～平成25年10月25日)	10.6

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

	収益率(%)
第11期計算期間(平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	12.5
第12期計算期間(平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	2.1
第13期計算期間(平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	6.6
第14期計算期間(平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	13.5
第15期計算期間(平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	13.4
第16期計算期間(平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	10.5
第17期計算期間(平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	11.6
第18期計算期間(平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	0.2
第19期計算期間(平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	15.1
第20期計算期間(平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	47.5
第21期計算期間(平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	4.9
第22期計算期間(平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	26.8
第23期計算期間(平成21年10月27日～平成22年 4月26日)	9.3
第24期計算期間(平成22年 4月27日～平成22年10月25日)	13.3

第25期計算期間(平成22年10月26日～平成23年 4月25日)	14.0
第26期計算期間(平成23年 4月26日～平成23年10月25日)	17.1
第27期計算期間(平成23年10月26日～平成24年 4月25日)	13.2
第28期計算期間(平成24年 4月26日～平成24年10月25日)	2.0
第29期計算期間(平成24年10月26日～平成25年 4月25日)	38.2
第30期計算期間(平成25年 4月26日～平成25年10月25日)	9.2

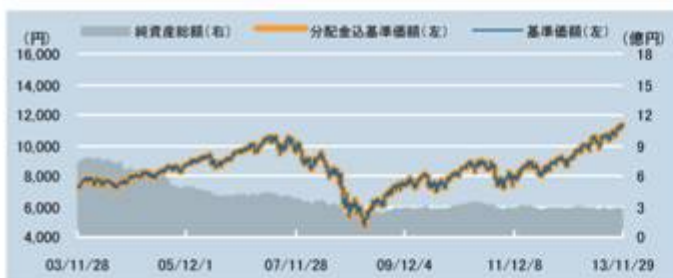
(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

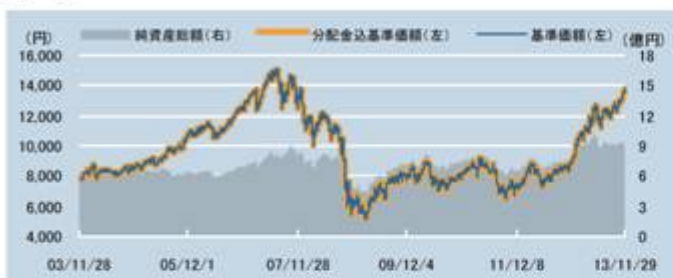
基準日：2013年11月29日

基準価額・純資産の推移 (2003/11/28~2013/11/29)

Aコース



Bコース



分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2013年10月	0円
2013年4月	0円
2012年10月	0円
2012年4月	0円
2011年10月	0円
設定来累計	100円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2013年10月	0円
2013年4月	0円
2012年10月	0円
2012年4月	0円
2011年10月	0円
設定来累計	50円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

なお、分配金込基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

順位	銘柄	国	比率(%)
1	APPLE INC	アメリカ	1.7
2	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	1.4
3	MICROSOFT CORPORATION	アメリカ	1.0
4	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	1.0
5	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	0.9
6	GENERAL ELECTRIC CO.	アメリカ	0.9
7	CHEVRON CORP	アメリカ	0.8
8	NESTLE SA-REG	スイス	0.8
9	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	0.8
10	JP MORGAN CHASE&CO	アメリカ	0.8

マザーファンドにおける
国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	54.6
イギリス	9.2
スイス	4.4
カナダ	4.3
フランス	4.0

※ 比率はマザーファンドにおける
組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2 2013年は11月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）」

	設定数量(口)	解約数量(口)
第11期計算期間(平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	52,175,888	66,517,862
第12期計算期間(平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	35,331,917	172,098,908
第13期計算期間(平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	30,460,201	93,453,948
第14期計算期間(平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	21,045,184	243,559,545
第15期計算期間(平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	15,253,700	110,994,424
第16期計算期間(平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	12,749,495	61,085,261
第17期計算期間(平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	27,042,786	38,954,600
第18期計算期間(平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	16,992,080	57,504,904
第19期計算期間(平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	10,654,548	9,496,955
第20期計算期間(平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	15,665,874	15,360,726
第21期計算期間(平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	20,161,446	24,257,442
第22期計算期間(平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	30,445,401	30,677,723
第23期計算期間(平成21年10月27日～平成22年 4月26日)	26,751,746	30,401,450
第24期計算期間(平成22年 4月27日～平成22年10月25日)	39,773,577	42,025,100
第25期計算期間(平成22年10月26日～平成23年 4月25日)	49,136,170	44,188,332
第26期計算期間(平成23年 4月26日～平成23年10月25日)	44,035,004	54,684,839
第27期計算期間(平成23年10月26日～平成24年 4月25日)	26,203,650	58,521,425
第28期計算期間(平成24年 4月26日～平成24年10月25日)	28,743,718	49,814,726
第29期計算期間(平成24年10月26日～平成25年 4月25日)	20,233,934	49,486,212
第30期計算期間(平成25年 4月26日～平成25年10月25日)	13,112,661	46,054,413

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）」

	設定数量(口)	解約数量(口)
第11期計算期間(平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	80,081,020	86,319,255
第12期計算期間(平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	56,297,197	63,962,133
第13期計算期間(平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	60,071,413	109,708,768
第14期計算期間(平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	40,911,109	148,116,966
第15期計算期間(平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	34,624,316	93,869,623
第16期計算期間(平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	37,480,828	46,942,447
第17期計算期間(平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	47,239,914	43,631,022
第18期計算期間(平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	160,997,739	103,566,704
第19期計算期間(平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	109,705,184	56,760,291
第20期計算期間(平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	112,960,067	41,041,094
第21期計算期間(平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	118,216,656	17,566,959
第22期計算期間(平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	100,126,897	51,320,161
第23期計算期間(平成21年10月27日～平成22年 4月26日)	73,712,378	55,612,692
第24期計算期間(平成22年 4月27日～平成22年10月25日)	63,556,261	34,437,016
第25期計算期間(平成22年10月26日～平成23年 4月25日)	49,113,987	76,336,587
第26期計算期間(平成23年 4月26日～平成23年10月25日)	47,332,093	54,505,382
第27期計算期間(平成23年10月26日～平成24年 4月25日)	38,109,294	45,905,553

第28期計算期間(平成24年 4月26日 ~ 平成24年10月25日)	32,341,541	51,026,681
第29期計算期間(平成24年10月26日 ~ 平成25年 4月25日)	25,197,265	72,789,695
第30期計算期間(平成25年 4月26日 ~ 平成25年10月25日)	19,618,404	122,717,597

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングの申込みを受付けます。
（注）販売会社によっては、Aコース（為替ヘッジ付き）、Bコース（為替ヘッジなし）どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%^{*}（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングを行う場合の申込手数料は無手数料とします。

* 消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日に該当する日を除きます。）の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	
・ホームページアドレス	http://www.damj.co.jp/
・フリーダイヤル	0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
Aコース（為替ヘッジ付き）	世インA
Bコース（為替ヘッジなし）	世インB

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月26日から10月25日まで及び10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られている受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

< 投資顧問契約 >

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- a．受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b．収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- c．受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

- a．受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b．償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。
- c．受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」、または「信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期計算期間（平成25年4月26日から平成25年10月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,864	309,993
親投資信託受益証券	308,162,503	284,760,305
派生商品評価勘定	123,431	1,073,596
流動資産合計	308,306,798	286,143,894
資産合計		
308,306,798		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	17,220,480	1,172,841
未払解約金	1,164,070	1,111,400
未払受託者報酬	153,263	148,435
未払委託者報酬	1,271,976	1,231,930
その他未払費用	145,896	141,304
流動負債合計	19,955,685	3,805,910
負債合計		
19,955,685		
純資産の部		
元本等		
元本	287,220,708	254,278,956
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,130,405	28,059,028
（分配準備積立金）	41,130,408	61,202,330
元本等合計	288,351,113	282,337,984
純資産合計		
288,351,113		
負債純資産合計		
308,306,798		

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第29期計算期間 (自 平成24年10月26日 至 平成25年 4月25日)	第30期計算期間 (自 平成25年 4月26日 至 平成25年10月25日)
営業収益		
受取利息	7	-
有価証券売買等損益	98,783,909	27,216,212
為替差損益	63,910,427	2,619,495
営業収益合計	34,873,489	29,835,707
営業費用		
受託者報酬	153,263	148,435
委託者報酬	1,271,976	1,231,930
その他費用	145,896	141,304
営業費用合計	1,571,135	1,521,669
営業利益	33,302,354	28,314,038
経常利益	33,302,354	28,314,038
当期純利益	33,302,354	28,314,038
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,299,957	1,890,429
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	33,001,002	1,130,405
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,129,186	625,176
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,129,186	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	625,176
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,000,176	120,162
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	120,162
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,000,176	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,130,405	28,059,028

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
1. 受益権の総数	287,220,708口	254,278,956口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0039円 (10,039円)	1.1103円 (11,103円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第29期計算期間 (自 平成24年10月26日 至 平成25年 4月25日)	第30期計算期間 (自 平成25年 4月26日 至 平成25年10月25日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.19%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,157,512円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(8,084,769円)、収益調整金(62,465,734円)、分配準備積立金(29,888,127円)より、分配対象収益は、103,596,142円(1万口当たり3,606円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,260,585円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(23,163,024円)、収益調整金(57,065,534円)、分配準備積立金(34,778,721円)より、分配対象収益は、118,267,864円(1万口当たり4,651円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第29期計算期間 (自 平成24年10月26日 至 平成25年 4月25日)	第30期計算期間 (自 平成25年 4月26日 至 平成25年10月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済されることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
親投資信託受益証券	85,217,220	25,248,432
合計	85,217,220	25,248,432

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第29期計算期間(平成25年4月25日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	4,500,516	-	4,579,300	78,784
	ユーロ	1,657,536	-	1,686,230	28,694
	イギリスポンド	745,347	-	761,300	15,953
	売建				
	アメリカドル	178,046,518	-	187,950,400	9,903,882
	カナダドル	14,658,513	-	15,335,480	676,967
	ユーロ	38,452,962	-	41,377,490	2,924,528
	イギリスポンド	29,410,847	-	31,365,560	1,954,713
	スイスフラン	12,272,094	-	13,033,640	761,546
	スウェーデンクローナ	5,793,533	-	6,039,060	245,527
	オーストラリアドル	12,678,713	-	13,196,700	517,987
	香港ドル	4,277,310	-	4,512,640	235,330
合計	302,493,889	-	319,837,800	17,097,049	

区分	種類	第30期計算期間(平成25年10月25日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	4,020,009	-	3,988,070	31,939
	ユーロ	1,607,794	-	1,609,200	1,406
	イギリスポンド	633,270	-	629,720	3,550
	売建				
	アメリカドル	167,377,573	-	166,623,510	754,063
	カナダドル	12,975,654	-	12,776,620	199,034
	ユーロ	39,692,268	-	40,364,100	671,832
	イギリスポンド	28,279,816	-	28,179,970	99,846
	スイスフラン	11,764,305	-	11,875,550	111,245
	スウェーデンクローナ	5,504,822	-	5,550,270	45,448
	オーストラリアドル	10,511,653	-	10,820,480	308,827
	香港ドル	3,869,027	-	3,849,780	19,247
合計	286,236,191	-	286,267,270	99,245	

(注1)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	316,472,986	287,220,708
期中追加設定元本額	20,233,934	13,112,661
期中一部解約元本額	49,486,212	46,054,413

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	181,122,189	284,760,305	
合計		181,122,189	284,760,305	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

【ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	194,259	2,775,819
親投資信託受益証券	979,225,163	933,961,655
未収利息	-	2
流動資産合計	979,419,422	936,737,476
資産合計		
979,419,422		
負債の部		
流動負債		
未払解約金	685,162	231,593
未払受託者報酬	448,263	490,726
未払委託者報酬	3,720,536	4,072,932
その他未払費用	426,858	467,290
流動負債合計	5,280,819	5,262,541
負債合計		
5,280,819		
純資産の部		
元本等		
元本	826,396,270	723,297,077
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	147,742,333	208,177,858
（分配準備積立金）	212,741,000	259,368,469
元本等合計	974,138,603	931,474,935
純資産合計		
974,138,603		
負債純資産合計		
979,419,422		
936,737,476		

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第29期計算期間 (自 平成24年10月26日 至 平成25年 4月25日)	第30期計算期間 (自 平成25年 4月26日 至 平成25年10月25日)
営業収益		
受取利息	24	4
有価証券売買等損益	282,167,689	88,172,092
営業収益合計	282,167,713	88,172,096
営業費用		
受託者報酬	448,263	490,726
委託者報酬	3,720,536	4,072,932
その他費用	426,858	467,290
営業費用合計	4,595,657	5,030,948
営業利益	277,572,056	83,141,148
経常利益	277,572,056	83,141,148
当期純利益	277,572,056	83,141,148
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	12,168,188	5,544,834
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	128,677,663	147,742,333
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,016,128	4,477,648
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,738,045	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	278,083	4,477,648
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	21,638,437
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	21,638,437
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	147,742,333	208,177,858

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
1. 受益権の総数	826,396,270口	723,297,077口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1788円 (11,788円)	1.2878円 (12,878円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第29期計算期間 (自 平成24年10月26日 至 平成25年 4月25日)	第30期計算期間 (自 平成25年 4月26日 至 平成25年10月25日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.19%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,874,341円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(39,676,626円)、収益調整金(393,914,939円)、分配準備積立金(163,190,033円)より、分配対象収益は、606,655,939円(1万口当たり7,340円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,638,521円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(66,957,793円)、収益調整金(349,596,729円)、分配準備積立金(181,772,155円)より、分配対象収益は、608,965,198円(1万口当たり8,419円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第29期計算期間 (自 平成24年10月26日 至 平成25年 4月25日)	第30期計算期間 (自 平成25年 4月26日 至 平成25年10月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在)
親投資信託受益証券	271,392,646	82,733,524
合計	271,392,646	82,733,524

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第29期計算期間 (平成25年4月25日現在) 金額(円)	第30期計算期間 (平成25年10月25日現在) 金額(円)
元本の推移		
期首元本額	873,988,700	826,396,270
期中追加設定元本額	25,197,265	19,618,404
期中一部解約元本額	72,789,695	122,717,597

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	594,047,612	933,961,655	
合計		594,047,612	933,961,655	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成25年4月25日現在)	(平成25年10月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	40,121,927	15,839,035
コール・ローン	4,549,161	2,978,244
株式	1,197,955,729	1,134,916,041
投資信託受益証券	280,521	239,127
投資証券	28,806,677	24,477,722
派生商品評価勘定	861,929	726,586
未収入金	29,295	21,896,777
未収配当金	2,388,730	1,235,580
未収利息	3	2
差入委託証拠金	12,415,976	16,463,531
流動資産合計	1,287,409,948	1,218,772,645
資産合計	1,287,409,948	1,218,772,645
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,658	37,801
未払金	519	-
流動負債合計	17,177	37,801
負債合計	17,177	37,801
純資産の部		
元本等		
元本	898,323,681	775,169,801
剰余金		
剰余金又は欠損金()	389,069,090	443,565,043
元本等合計	1,287,392,771	1,218,734,844
純資産合計	1,287,392,771	1,218,734,844
負債純資産合計	1,287,409,948	1,218,772,645

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資信託受益証券、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないとは認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。</p> <p>(2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年4月25日現在)	(平成25年10月25日現在)
1. 受益権の総数	898,323,681口	775,169,801口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4331円 (14,331円)	1.5722円 (15,722円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成24年10月26日 至 平成25年 4月25日)	(自 平成25年 4月26日 至 平成25年10月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年4月25日現在)	(平成25年10月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成25年4月25日現在)	(平成25年10月25日現在)
株式	119,467,325	105,070,312
投資信託受益証券	18,061	30,416
投資証券	3,241,424	1,457,719
合計	122,726,810	103,582,177

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成25年4月25日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	4,672,317	-	4,678,850	6,533
	ユーロ	1,550,964	-	1,556,520	5,556
	合計	6,223,281	-	6,235,370	12,089

区分	種類	(平成25年10月25日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	3,405,150	-	3,404,450	700
	カナダドル	468,540	-	466,450	2,090
	イギリスポンド	944,010	-	944,760	750
	合計	4,817,700	-	4,815,660	2,040

(注1)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(株式関連)

区分	種類	(平成25年4月25日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	50,522,322	-	51,379,682	857,360
	合計	50,522,322	-	51,379,682	857,360

区分	種類	(平成25年10月25日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	51,610,877	-	52,297,622	686,745
	合計	51,610,877	-	52,297,622	686,745

(注1)時価の算定方法

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成25年4月25日現在)	(平成25年10月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,010,894,835	898,323,681
期中追加設定元本額	23,897,771	20,443,221
期中一部解約元本額	136,468,925	143,597,101
期末元本額	898,323,681	775,169,801
2. 元本の内訳		

ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)	215,032,101	181,122,189
ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)	683,291,580	594,047,612

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	数量	評価額	
			単価	金額
アメリカドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	170	94.29	16,029.30
	APACHE CORP	190	89.77	17,056.30
	BAKER HUGHES, INC	184	57.07	10,500.88
	CABOT OIL & GAS CORP	200	34.84	6,968.00
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	80	53.85	4,308.00
	CHENIERE ENERGY INC	100	39.12	3,912.00
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	150	28.37	4,255.50
	CHEVRON CORP	817	120.56	98,497.52
	CIMAREX ENERGY CO	50	105.50	5,275.00
	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	100	23.37	2,337.00
	CONCHO RESOURCES INC	25	112.02	2,800.50
	CONOCOPHILLIPS	490	73.39	35,961.10
	CONSOL ENERGY INC	140	38.24	5,353.60
	DENBURY RESOURCES INC	200	18.84	3,768.00
	DEVON ENERGY CORPORATION	130	64.50	8,385.00
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	30	60.96	1,828.80
	ENSCO PLC-CL A	130	55.39	7,200.70
	EOG RESOURCES INC	130	181.43	23,585.90
	EQT CORP	90	86.96	7,826.40
	EXXON MOBIL CORP	1,854	88.42	163,930.68
	FMC TECHNOLOGIES INC	120	51.89	6,226.80
	HALLIBURTON CO	412	51.10	21,053.20
	HELMERICH & PAYNE	50	75.88	3,794.00
	HESS CORP	90	83.09	7,478.10
	HOLLYFRONTIER CORP	100	43.76	4,376.00
	KINDER MORGAN INC	284	36.40	10,337.60
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	2	77.84	155.68
	MARATHON OIL CORP	380	35.60	13,528.00
	MARATHON PETROLEUM CORP	90	69.21	6,228.90
	MURPHY OIL CORP	120	61.65	7,398.00
	NABORS INDUSTRIES LTD	150	16.69	2,503.50
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	194	79.13	15,351.22
	NOBLE CORP	160	37.88	6,060.80
	NOBLE ENERGY INC	200	74.52	14,904.00
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	350	97.03	33,960.50
	PEABODY ENERGY CORP	150	19.22	2,883.00
	PHILLIPS 66	245	63.23	15,491.35
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	60	209.88	12,592.80
	QEP RESOURCES INC	90	32.99	2,969.10
	RANGE RESOURCES CORP	100	73.20	7,320.00
	ROWAN COMPANIES PLC	60	36.59	2,195.40
	SCHLUMBERGER LTD.	526	92.85	48,839.10
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	120	36.76	4,411.20
	SPECTRA ENERGY CORP	220	35.71	7,856.20
	SUPERIOR ENERGY SERVICES INC	100	26.22	2,622.00
	VALERO ENERGY CORP	220	39.42	8,672.40
	WEATHERFORD INTL LTD	460	16.15	7,429.00
	WHITING PETROLEUM CORP	62	68.54	4,249.48
	WILLIAMS COS INC	290	36.88	10,695.20
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	110	111.38	12,251.80
	AIRGAS INC	50	107.06	5,353.00
	ALCOA INC	630	9.25	5,827.50
	BALL CORP	100	47.86	4,786.00
	CELANESE CORP-SERIES A	100	57.97	5,797.00
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30	210.13	6,303.90
	CROWN HOLDINGS INC	100	40.75	4,075.00
	DOW CHEMICAL COMPANY	520	40.62	21,122.40
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	440	61.38	27,007.20

EASTMAN CHEMICAL CO	100	82.18	8,218.00
ECOLAB INC	54	104.92	5,665.68
FREEPORT-MCMORAN COPRER-B	420	37.41	15,712.20
INTERNATIONAL PAPER	148	44.98	6,657.04
LYONDELLBASELL INDU-CL A	200	78.05	15,610.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	40	98.50	3,940.00
MEADWESTVACO CORP	100	39.12	3,912.00
MONSANTO CO	256	107.31	27,471.36
MOSAIC CO/THE-WI	90	45.64	4,107.60
NEWMONT MINING CORPORATION	190	27.65	5,253.50
NUCOR CORP	180	51.35	9,243.00
OWENS-ILLINOIS INC	150	30.22	4,533.00
PPG INDUSTRIES INC	80	179.46	14,356.80
PRAXAIR INC.	130	124.02	16,122.60
SHERWIN WILLIAMS COMPANY	40	187.00	7,480.00
SIGMA-ALDRICH	60	86.70	5,202.00
VULCAN MATERIALS CO	60	54.85	3,291.00
3M CO	320	123.49	39,516.80
AMETEK INC	75	46.68	3,501.00
BOEING CO	310	128.98	39,983.80
CATERPILLAR, INC	300	84.53	25,359.00
CUMMINS INC	70	137.86	9,650.20
DANAHER CORP	280	72.05	20,174.00
DEERE AND CO	160	84.28	13,484.80
DOVER CORPORATION	110	91.75	10,092.50
EATON CORP PLC	241	68.50	16,508.50
EMERSON ELECTRIC CO.	310	66.53	20,624.30
FASTENAL CO	140	49.24	6,893.60
FLOWSERVE CORP	90	63.49	5,714.10
FLUOR CORP	20	76.88	1,537.60
GENERAL DYNAMICS CORPORATION	170	87.12	14,810.40
GENERAL ELECTRIC CO.	4,423	25.94	114,732.62
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	310	87.28	27,056.80
ILLINOIS TOOL WORKS, INC.	170	78.51	13,346.70
INGERSOLL-RAND PLC	160	67.65	10,824.00
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	40	60.70	2,428.00
JOY GLOBAL INC	50	57.12	2,856.00
KBR INC	80	35.70	2,856.00
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	80	96.29	7,703.20
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	80	132.62	10,609.60
MASCO CORP.	200	21.02	4,204.00
NORTHROP GRUMMAN CORPORATION	70	107.48	7,523.60
PACCAR INC	190	58.47	11,109.30
PARKER HANNIFIN CORP.	5	114.41	572.05
PENTAIR LTD-REGISTERED	63	65.78	4,144.14
PRECISION CASTPARTS CORP	80	256.43	20,514.40
QUANTA SERVICES INC	110	29.22	3,214.20
RAYTHEON COMPANY	120	78.08	9,369.60
ROCKWELL AUTOMATION INC	90	111.75	10,057.50
ROCKWELL COLLINS	30	72.24	2,167.20
ROPER INDUSTRIES INC	50	131.57	6,578.50
STANLEY BLACK & DECKER INC	76	77.75	5,909.00
TEXTRON, INC	160	29.04	4,646.40
UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	400	107.06	42,824.00
VW GRAINGER INC	30	263.04	7,891.20
XYLEM INC	140	28.69	4,016.60
ADT CORP/THE	132	42.18	5,567.76
CINTAS CORPORATION	100	53.62	5,362.00
EQUIFAX INC	90	63.73	5,735.70
IRON MOUNTAIN INC	87	26.75	2,327.25
NIELSEN HOLDINGS NV	100	38.98	3,898.00
REPUBLIC SERVICES INC	171	33.58	5,742.18
ROBERT HALF INTL INC	60	39.20	2,352.00
STERICYCLE INC	30	114.54	3,436.20
TYCO INTERNATIONAL LTD	265	36.21	9,595.65
VERISK ANALYTICS INC-CLASS A	100	68.03	6,803.00
WASTE MANAGEMENT INC	170	43.27	7,355.90
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	20	61.12	1,222.40

CSX CORPORATION	490	26.45	12,960.50
DELTA AIR LINES INC	100	26.32	2,632.00
EXPEDITORS INTL WASH INC	110	46.30	5,093.00
FEDEX CORP	90	131.57	11,841.30
HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	134	23.99	3,214.66
KANSAS CITY SOUTHERN	50	124.46	6,223.00
NORFOLK SOUTHERN CORPORATION	90	87.87	7,908.30
SOUTHWEST AIRLINES CO.	300	17.02	5,106.00
UNION PACIFIC CORP	168	154.15	25,897.20
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	300	94.49	28,347.00
AUTOLIV INC	17	92.14	1,566.38
DELPHI AUTOMOTIVE PLC	100	58.24	5,824.00
FORD MOTOR COMPANY	1,710	17.76	30,369.60
GENERAL MOTORS CO	394	35.63	14,038.22
HARLEY-DAVIDSON INC	130	64.90	8,437.00
JOHNSON CONTROLS INC.	300	42.99	12,897.00
TESLA MOTORS INC	31	173.15	5,367.65
TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	49	79.16	3,878.84
COACH INC	90	49.09	4,418.10
DR HORTON INC	200	19.87	3,974.00
FOSSIL GROUP INC	27	126.58	3,417.66
GARMIN LTD	50	48.83	2,441.50
HASBRO INC	60	50.57	3,034.20
LEGETT AND PLATT INC	100	29.84	2,984.00
LENNAR CORP-A	100	37.21	3,721.00
LULULEMON ATHLETICA INC	48	72.58	3,483.84
MATTEL INC.	200	43.91	8,782.00
MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	60	76.94	4,616.40
NEWELL RUBBERMAID INC	150	28.92	4,338.00
NIKE INC. CLASS B	310	75.51	23,408.10
PULTEGROUP INC	200	17.84	3,569.00
RALPH LAUREN CORP	30	164.70	4,941.00
TOLL BROTHERS INC	100	33.76	3,376.00
VF CORP	50	210.75	10,537.50
WHIRLPOOL CORP	40	147.26	5,890.40
BLOCK H AND R INC	100	28.70	2,870.00
CARNIVAL CORP	140	34.69	4,856.60
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	5	522.97	2,614.85
DARDEN RESTAURANTS INC	100	51.49	5,149.00
INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY	120	18.29	2,194.80
LAS VEGAS SANDS CORP	170	72.60	12,342.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	100	44.61	4,461.00
MCDONALD'S CORP	450	94.68	42,606.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	200	20.64	4,128.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	100	42.35	4,235.00
STARBUCKS CORP	330	79.05	26,086.50
STARWOOD HOTELS & RESORTS	120	73.61	8,833.20
WYNDHAM WORLDWIDE CORP	100	67.06	6,706.00
WYNN RESORTS LTD	30	172.85	5,185.50
YUM! BRANDS INC	200	66.00	13,200.00
CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	100	15.82	1,582.00
CBS CORP-CL B	215	59.60	12,814.00
COMCAST CORP CL-A	920	47.76	43,939.20
COMCAST CORPORATION SPECIAL CLASS A	210	46.40	9,744.00
DIRECTV	220	62.97	13,853.40
DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	98	84.95	8,325.10
DISH NETWORK CORP-A	100	49.28	4,928.00
INTERPUBLIC GROUP OF COMPANIES, INC.	300	15.91	4,773.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	43	80.25	3,450.75
LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	37	76.51	2,830.87
LIBERTY MEDIA CORP	26	154.11	4,006.86
NEWS CORP - CLASS A	153	17.30	2,646.90
OMNICOM GROUP	80	66.49	5,319.20
SIRIUS XM RADIO INC	2,018	3.91	7,890.38
TIME WARNER CABLE	134	119.49	16,011.66
TIME WARNER INC	356	70.31	25,030.36

TWENTY-FIRST CENTURY FOX - B	224	34.85	7,806.40
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC	614	35.17	21,594.38
VIACOM INC CLASS-B	195	84.39	16,456.05
WALT DISNEY CORPORATION	690	69.05	47,644.50
ADVANCE AUTO PARTS INC	50	99.42	4,971.00
AMAZON COM INC	140	332.21	46,509.40
AUTOZONE INC	20	427.18	8,543.60
BED BATH & BEYOND INC	100	76.78	7,678.00
BEST BUY CO INC	130	42.74	5,556.20
CARMAX INC	150	47.79	7,168.50
DOLLAR GENERAL CORP	100	59.75	5,975.00
DOLLAR TREE INC	100	59.62	5,962.00
FAMILY DOLLAR STORES	70	69.21	4,844.70
GAP INC.	155	37.06	5,744.30
GENUINE PARTS CO	100	78.84	7,884.00
HOME DEPOT INC	564	76.78	43,303.92
J.C. PENNEY CO INC	100	6.75	675.00
KOHL'S CORP	110	54.92	6,041.20
L BRANDS INC	60	61.94	3,716.40
LIBERTY INTERACTIVE CORPORATION	296	26.81	7,935.76
LKQ CORP	200	32.82	6,564.00
LOWE'S COMPANIES	530	50.44	26,733.20
MACY'S INC	144	45.10	6,494.40
NETFLIX INC	30	331.22	9,936.60
NORDSTROM INC	80	59.08	4,726.40
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	50	125.08	6,254.00
PRICELINE.COM INC	28	1,080.40	30,251.20
ROSS STORES INC	120	75.30	9,036.00
STAPLES INC	395	16.05	6,339.75
TARGET CORP	230	64.13	14,749.90
TIFFANY & CO	30	78.87	2,366.10
TJX COMPANIES INC	320	58.79	18,812.80
TRIPADVISOR INC	26	74.85	1,946.10
URBAN OUTFITTERS INC	100	37.59	3,759.00
COSTCO WHOLESALE CORP	141	116.24	16,389.84
CVS CAREMARK CORP	550	62.07	34,138.50
KROGER COMPANY	200	43.01	8,602.00
SAFEWAY INC	80	36.06	2,884.80
SYSCO CORPORATION COM.	290	32.83	9,520.70
WAL-MART STORES INC.	670	76.42	51,201.40
WALGREEN COMPANY	430	59.25	25,477.50
WHOLE FOODS MARKET INC	100	64.59	6,459.00
ALTRIA GROUP INC	711	35.96	25,567.56
ARCHER DANIELS MIDLAND CO	304	39.18	11,910.72
BEAM INC	90	68.18	6,136.20
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	60	72.42	4,345.20
BUNGE LIMITED	80	80.11	6,408.80
CAMPBELL SOUP COMPANY	120	42.40	5,088.00
COCA-COLA ENTERPRISES	160	40.45	6,472.00
CONAGRA FOODS INC	250	31.57	7,892.50
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	134	46.49	6,229.66
GENERAL MILLS INC	260	49.91	12,976.60
GREEN MOUNTAIN COFFEE ROASTE	69	62.95	4,343.55
HERSHEY FOODS CORP	40	96.41	3,856.40
JM SMUCKER CO/THE	60	109.60	6,576.00
KELLOGG CO	170	62.13	10,562.10
KRAFT FOODS GROUP INC	220	54.61	12,014.20
LORILLARD INC	180	49.59	8,926.20
MEAD JOHNSON NUTRITION CO-A	100	80.32	8,032.00
MOLSON COORS BREWING CO -B	90	53.34	4,800.60
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	762	33.25	25,336.50
MONSTER BEVERAGE CORP	100	57.36	5,736.00
PEPSICO INC.	627	82.54	51,752.58
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	730	88.18	64,371.40
REYNOLDS AMERICAN INC	140	50.69	7,096.60
THE COCA-COLA COMPANY	1,611	38.80	62,506.80
TYSON FOODS INC-CL A	200	28.33	5,666.00
AVON PRODUCTS INC.	220	21.76	4,787.20

CHURCH & DWIGHT CO INC	100	64.33	6,433.00
COLGATE-PALMOLIVE CO	440	63.04	27,737.60
ESTEE LAUDER COMPANIES CLASS A	120	71.39	8,566.80
HERBALIFE LTD	40	67.59	2,703.60
KIMBERLY CLARK CORP. COM.	180	104.21	18,757.80
PROCTER & GAMBLE CO	1,137	80.61	91,653.57
ABBOTT LABORATORIES	640	37.21	23,814.40
AETNA INC	171	61.70	10,550.70
AMERISOURCEBERGEN CORP	60	64.64	3,878.40
BARD (C.R.) INC	60	134.45	8,067.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	260	65.44	17,014.40
BECTON DICKINSON & COMPANY	30	106.01	3,180.30
BOSTON SCIENTIFIC CORP.	755	11.54	8,712.70
CARDINAL HEALTH INC	90	55.02	4,951.80
CAREFUSION CORP	95	39.48	3,750.60
CERNER CORP	120	57.76	6,931.20
CIGNA CORPORATION	52	73.17	3,804.84
COVIDIEN PLC	165	64.27	10,604.55
DAVITA HEALTHCARE PARTNERS I	100	55.82	5,582.00
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	30	45.00	1,350.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORPORATION	60	77.46	4,647.60
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	317	63.74	20,205.58
HCA HOLDINGS INC	100	45.80	4,580.00
HENRY SCHEIN INC	40	110.91	4,436.40
HOLOGIC INC	100	22.42	2,242.00
HUMANA INC	100	91.33	9,133.00
INTUITIVE SURGICAL INC	20	370.29	7,405.80
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	50	100.25	5,012.50
MCKESSON CORP	98	150.00	14,700.00
MEDTRONIC INC.	420	57.50	24,150.00
OMNICARE INC	100	53.81	5,381.00
QUEST DIAGNOSTICS	30	58.27	1,748.10
RESMED INC	100	56.31	5,631.00
ST JUDE MEDICAL INC	110	56.49	6,213.90
STRYKER CORP	150	74.02	11,103.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	460	67.61	31,100.60
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	60	73.30	4,398.00
WELLPOINT INC	90	83.60	7,524.00
ZIMMER HOLDINGS INC	30	85.66	2,569.80
ABBVIE INC	640	47.93	30,675.20
ACTAVIS PLC	66	146.42	9,663.72
AGILENT TECHNOLOGIES INC	125	51.12	6,390.00
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	52	116.70	6,068.40
ALLERGAN INC	110	92.81	10,209.10
AMGEN INC	277	116.21	32,190.17
BIOGEN IDEC INC	130	249.21	32,397.30
BRISTOL MYERS SQUIBB CO.	730	49.37	36,040.10
CELGENE CORP	140	157.96	22,114.40
ELI LILLY & CO	440	50.55	22,242.00
FOREST LABORATORIES INC	60	47.25	2,835.00
GILEAD SCIENCES INC	700	69.84	48,888.00
HOSPIRA INC	20	41.16	823.20
ILLUMINA INC	100	92.81	9,281.00
JOHNSON & JOHNSON	1,169	92.35	107,957.15
LIFE TECHNOLOGIES CORP	90	75.22	6,769.80
MERCK & CO. INC.	1,309	46.22	60,501.98
MYLAN INC	160	38.49	6,158.40
PERRIGO CO	50	129.20	6,460.00
PFIZER INC	2,907	30.61	88,983.27
REGENERON PHARMACEUTICALS	40	304.42	12,176.80
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	170	97.03	16,495.10
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	100	76.94	7,694.00
ZOETIS INC	225	32.74	7,366.50
BB&T CORPORATION	370	34.63	12,813.10
CIT GROUP INC	120	49.25	5,910.00
COMERICA INC.	100	42.48	4,248.00
FIFTH THIRD BANCORP	530	19.12	10,133.60
HUDSON CITY BANCORP INC	320	9.03	2,889.60

KEYCORP	470	12.63	5,936.10
M & T BANK CORP	50	112.34	5,617.00
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	210	16.04	3,368.40
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	180	14.56	2,620.80
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	156	74.82	11,671.92
REGIONS FINANCIAL CORP	700	9.54	6,678.00
SUNTRUST BANKS INC.	239	33.36	7,973.04
U.S. BANCORP	855	37.80	32,319.00
WELLS FARGO & COMPANY	2,140	42.69	91,356.60
AMERICAN EXPRESS COMPANY	440	80.90	35,596.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	120	99.53	11,943.60
BANK OF AMERICA CORP	4,667	14.17	66,131.39
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	454	31.66	14,373.64
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	470	116.84	54,914.80
BLACKROCK INC	70	306.95	21,486.50
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	230	70.65	16,249.50
CHARLES SCHWAB CORPORATION	550	23.40	12,870.00
CITIGROUP INC	1,322	50.15	66,298.30
CME GROUP INC	100	76.97	7,697.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	175	51.44	9,002.00
EATON VANCE CORP	100	42.06	4,206.00
FRANKLIN RESOURCES INC	150	54.48	8,172.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	155	159.96	24,793.80
INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	30	196.20	5,886.00
INVESCO LTD	208	32.65	6,791.20
JP MORGAN CHASE&CO	1,580	52.48	82,918.40
LEGG MASON INC	70	36.87	2,580.90
LEUCADIA NATIONAL CORP	100	29.35	2,935.00
MCGRAW HILL FINANCIAL INC	90	71.42	6,427.80
MOODY'S CORPORATION	40	73.20	2,928.00
MORGAN STANLEY	660	29.39	19,397.40
NASDAQ OMX GROUP/THE	100	35.65	3,565.00
NORTHERN TRUST CORPORATION	110	56.00	6,160.55
NYSE EURONEXT	130	44.57	5,794.10
SLM CORP	220	25.70	5,654.00
STATE STREET CORP	200	67.94	13,588.00
T ROWE PRICE GROUP INC	60	75.46	4,527.60
TD AMERITRADE HOLDING CORP	130	27.65	3,594.50
ACE LTD	172	96.74	16,639.28
AFLAC INCORPORATED	190	66.14	12,566.60
ALLSTATE CORPORATION	270	53.55	14,458.50
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	615	51.80	31,857.00
AON PLC	170	75.58	12,848.60
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	100	46.91	4,691.00
CHUBB CORP	100	92.94	9,294.00
EVEREST RE GROUP LTD	30	147.87	4,436.10
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	200	33.48	6,696.00
LINCOLN NATIONAL CORPORATION	140	44.44	6,221.60
LOEWS CORP	200	48.59	9,718.00
MARSH & MCLENNAN COMPANIES	310	46.03	14,269.30
METLIFE INC	360	48.57	17,485.20
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	200	46.75	9,350.00
PROGRESSIVE CORP	300	26.84	8,052.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	190	81.37	15,460.30
THE TRAVELERS COS INC	110	87.03	9,573.30
UNUM GROUP	170	31.30	5,321.00
WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	90	46.13	4,151.70
WR BERKLEY CORP	30	43.64	1,309.20
XL GROUP PLC	239	31.95	7,636.05
CBRE GROUP INC	187	23.53	4,400.11
ACCENTURE PLC-CL A	220	73.50	16,170.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	200	17.30	3,460.00
ADOBE SYSTEMS INC	190	54.21	10,299.90
AKAMAI TECHNOLOGIES	90	46.06	4,145.40
AUTODESK INC	100	40.20	4,020.00
AUTOMATIC DATA PROCESSING CA INC	230	75.41	17,344.30
	200	30.39	6,078.00

CITRIX SYSTEMS INC	100	58.77	5,877.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	80	86.61	6,928.80
COMPUTER SCIENCES CORP	30	51.77	1,553.10
EBAY INC	530	52.33	27,734.90
ELECTRONIC ARTS INC	100	24.74	2,474.00
EQUINIX INC	27	174.07	4,699.89
FACEBOOK INC-A	700	52.49	36,743.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	80	47.48	3,798.40
FISERV INC	77	105.60	8,131.20
GOOGLE INC-CL A	113	1,025.55	115,887.15
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP.	448	177.80	79,654.40
INTUIT INC	142	69.82	9,914.44
LEIDOS HOLDINGS INC	50	47.51	2,375.50
LINKEDIN CORP - A	32	243.29	7,785.28
MASTERCARD INC-CLASS A	48	724.69	34,785.12
MICROSOFT CORPORATION	3,360	33.73	113,332.80
NUANCE COMMUNICATIONS INC	100	16.28	1,628.00
ORACLE CORP	1,585	33.07	52,415.95
PAYCHEX INC.	110	42.84	4,712.40
RACKSPACE HOSTING INC	60	52.90	3,174.00
RED HAT INC	110	43.75	4,812.50
SALESFORCE.COM INC	280	54.38	15,226.40
SCIENCE APPLICATIONS INTE	28	34.92	977.76
SYMANTEC CORP	380	21.49	8,166.20
TERADATA CORP	100	45.45	4,545.00
VERISIGN INC	100	53.09	5,309.00
VISA INC-CLASS A SHARES	196	202.91	39,770.36
VMWARE INC-CLASS A	30	84.78	2,543.40
WESTERN UNION CO	269	19.37	5,210.53
YAHOO INC	460	33.08	15,216.80
AMPHENOL CORP-CL A	90	81.29	7,316.10
APPLE INC	398	531.94	211,712.12
AVNET INC	100	38.79	3,879.00
CISCO SYSTEMS INC	2,310	22.39	51,720.90
CORNING INC	750	17.48	13,110.00
DELL INC	670	13.85	9,279.50
EMC CORP/MASS	880	23.71	20,864.80
F5 NETWORKS INC	40	85.22	3,408.80
FLEXTRONICS INTL LTD	547	9.15	5,005.05
FLIR SYSTEMS INC	100	28.66	2,866.00
HARRIS CORPORATION	70	60.06	4,204.20
HEWLETT-PACKARD COMPANY	800	23.88	19,104.00
JUNIPER NETWORKS INC	260	18.59	4,833.40
MOTOROLA SOLUTIONS INC	101	62.51	6,313.51
NETAPP INC	140	39.29	5,500.60
QUALCOMM INC	730	66.94	48,866.20
SANDISK CORP	120	69.41	8,329.20
SEAGATE TECHNOLOGY	170	48.56	8,255.20
TE CONNECTIVITY LTD	207	53.74	11,124.18
WESTERN DIGITAL CORP	100	70.54	7,054.00
XEROX CORPORATION	530	9.61	5,093.30
AT&T INC	2,302	34.63	79,718.26
CENTURYLINK INC	233	33.22	7,740.26
CROWN CASTLE INTL CORP	130	76.58	9,955.40
FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	567	4.42	2,506.14
LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	100	27.04	2,704.00
SBA COMMUNICATIONS CORP CL A	100	87.47	8,747.00
SPRINT CORP	368	6.52	2,399.36
T-MOBILE US INC	50	27.58	1,379.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,190	50.42	59,999.80
WINDSTREAM HOLDINGS INC	250	8.55	2,137.50
AES CORPORATION	390	14.07	5,487.30
ALLIANT ENERGY CORP	100	51.99	5,199.00
AMEREN CORPORATION	170	36.01	6,121.70
AMERICAN ELECTRIC POWER COMPANY	230	46.72	10,745.60
AMERICAN WATER WORKS CO INC	100	42.02	4,202.00
CALPINE CORP	200	19.57	3,914.00

	CENTERPOINT ENERGY INC	300	24.62	7,386.00
	CONSOLIDATED EDISON CO N.Y. INC.	26	58.22	1,513.72
	DOMINION RESOURCES	232	64.16	14,885.12
	DTE ENERGY COMPANY COM.	130	67.60	8,788.00
	DUKE ENERGY CORP	310	71.63	22,205.30
	EDISON INTERNATIONAL COMMON STOCK	120	48.76	5,851.20
	ENERGY CORP.	100	68.10	6,810.00
	EXELON CORPORATION	401	27.74	11,123.74
	FIRSTENERGY CORP	160	37.43	5,988.80
	NEXTERA ENERGY INC	210	85.17	17,885.70
	NISOURCE INC	100	32.13	3,213.00
	NORTHEAST UTILITIES	100	42.88	4,288.00
	NRG ENERGY INC	100	28.19	2,819.00
	ONEOK INC	100	56.34	5,634.00
	PG&E CORP	210	41.50	8,715.00
	PINNACLE WEST CAPITAL	100	57.79	5,779.00
	PPL CORPORATION	260	30.60	7,956.00
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	230	33.98	7,815.40
	SEMPRA ENERGY	70	90.07	6,304.90
	SOUTHERN COMPANY	360	42.01	15,123.60
	WISCONSIN ENERGY CORP	120	42.29	5,074.80
	XCEL ENERGY INC	270	28.88	7,797.60
	ALTERA CORPORATION	160	33.17	5,307.20
	ANALOG DEVICES	160	46.95	7,512.00
	APPLIED MATERIALS INC	600	17.82	10,692.00
	AVAGO TECHNOLOGIES LTD	100	45.49	4,549.00
	BROADCOM CORP-CL A	225	26.29	5,915.25
	CREE INC	50	61.11	3,055.50
	INTEL CORP	2,170	23.78	51,602.60
	KLA-TENCOR CORP	100	63.73	6,373.00
	LAM RESEARCH CORP	70	53.00	3,710.00
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	110	38.95	4,284.50
	LSI CORP	300	7.70	2,310.00
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	200	11.87	2,374.00
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	100	29.05	2,905.00
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	100	38.99	3,899.00
	MICRON TECHNOLOGY	550	16.83	9,256.50
	NVIDIA CORP	300	15.39	4,617.00
	TEXAS INSTRUMENTS, INC.	460	39.88	18,344.80
	XILINX INC	70	44.83	3,138.10
小計				6,821,820.59 (663,626,706)
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	203	27.86	5,655.58
	ATHABASCA OIL CORP	200	6.41	1,282.00
	BAYTEX ENERGY CORP	100	42.74	4,274.00
	BONAVISTA ENERGY CORP	100	12.78	1,278.00
	CAMECO CORP	200	19.20	3,840.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	450	33.06	14,877.00
	CANADIAN OIL SANDS LTD	300	20.57	6,171.00
	CENOVUS ENERGY INC	400	30.84	12,336.00
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	200	40.38	8,076.00
	ENBRIDGE INC	318	44.38	14,112.84
	ENCANA CORP	404	19.04	7,692.16
	ENERPLUS CORP	110	17.62	1,938.20
	HUSKY ENERGY INC	123	29.68	3,650.64
	IMPERIAL OIL LTD.	100	45.59	4,559.00
	MEG ENERGY CORP	100	34.47	3,447.00
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	200	22.33	4,466.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	207	34.07	7,052.49
	PENGROWTH ENERGY CORP	214	6.56	1,403.84
	PENN WEST PETROLEUM LTD	325	11.64	3,783.00
	SUNCOR ENERGY INC	608	37.07	22,538.56
	TALISMAN ENERGY INC	600	12.77	7,662.00
	TOURMALINE OIL CORP	100	40.00	4,000.00
	TRANSCANADA CORP	354	46.24	16,368.96
	VERMILION ENERGY INC	100	56.99	5,699.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	100	31.82	3,182.00

	AGRIUM INC	80	89.89	7,191.20
	BARRICK GOLD CORP	507	20.95	10,621.65
	ELDORADO GOLD CORP	280	7.19	2,013.20
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	300	19.11	5,733.00
	GOLDCORP INC	350	27.76	9,716.00
	KINROSS GOLD CORP	655	5.36	3,510.80
	NEW GOLD INC	207	6.47	1,339.29
	POTASH CORPORATION OF			
	SASKATCHEWAN, INC.	264	32.41	8,556.24
	SILVER WHEATON CORP	140	25.49	3,568.60
	TECK RESOURCES LTD-CL B	291	30.54	8,887.14
	TURQUOISE HILL RESOURCES LTD	283	5.01	1,417.83
	YAMANA GOLD INC	441	10.64	4,692.24
	BOMBARDIER INC CLASS B	900	5.35	4,815.00
	CAE INC	160	11.55	1,848.00
	FINNING INTERNATIONAL INC	100	23.91	2,391.00
	SNC-LAVALIN GROUP INC	80	43.58	3,486.40
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	203	115.45	23,436.35
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	85	147.95	12,575.75
	MAGNA INTERNATIONAL INC	100	88.48	8,848.00
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	50	50.16	2,508.00
	TIM HORTONS INC	100	62.25	6,225.00
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	207	24.48	5,067.36
	THOMSON REUTERS CORP	215	36.92	7,937.80
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	60	69.70	4,182.00
	METRO INC	60	65.07	3,904.20
	SHOPPERS DRUG MART CORP	47	60.98	2,866.06
	WESTON (GEORGE) LTD	30	85.79	2,573.70
	SAPUTO INC	70	51.36	3,595.20
	CATAMARAN CORP	100	51.87	5,187.00
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTE	100	119.16	11,916.00
	BANK OF MONTREAL	192	72.46	13,912.32
	BANK OF NOVA SCOTIA	399	62.10	24,777.90
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF			
	COMMERCE	170	86.27	14,665.90
	NATIONAL BANK OF CANADA	69	89.12	6,149.28
	ROYAL BANK OF CANADA	636	69.36	44,112.96
	TORONTO-DOMINION BANK	410	93.57	38,363.70
	IGM FINANCIAL INC	43	49.44	2,125.92
	ONEX CORPORATION	50	54.36	2,718.00
	GREAT WEST LIFECO INC	132	30.73	4,056.36
	MANULIFE FINANCIAL CORP	723	18.06	13,057.38
	POWER CORP OF CANADA	200	29.27	5,854.00
	SUN LIFE FINANCIAL INC	300	34.62	10,386.00
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	300	42.12	12,636.00
	BROOKFIELD OFFICE PROPERTIES	200	19.52	3,904.00
	CGI GROUP INC - CL A	130	35.89	4,665.70
	BLACKBERRY LTD	198	8.59	1,700.82
	BCE INC	101	45.20	4,565.20
	TELUS CORP	140	36.21	5,069.40
	FORTIS INC	101	32.37	3,269.37
	TRANSALTA CORP	172	14.16	2,435.52
小計				568,381.01
				(53,029,948)
ユーロ	CGG	77	16.36	1,259.72
	ENI SPA	881	17.83	15,708.23
	FUGRO NV-CVA	24	45.45	1,090.80
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	120	12.47	1,496.40
	OMV AG	90	35.00	3,150.00
	REPSOL SA	155	19.21	2,977.55
	SAIPEM	169	15.50	2,619.50
	TECHNIP S.A.	41	88.79	3,640.39
	TENARIS SA	255	17.40	4,437.00
	TOTAL SA	942	43.99	41,438.58
	VOPAK	52	45.65	2,374.06
	AKZO NOBEL N.V	62	50.98	3,160.76
	ARCELORMITTAL	504	11.72	5,906.88
	ARKEMA	31	84.34	2,614.54

BASF SE	357	74.19	26,485.83
CRH PLC	219	17.82	3,902.58
HEIDELBERGCEMENT AG	75	57.91	4,343.25
K+S AG	95	18.44	1,752.27
KONINKLIJKE DSM NV	87	55.10	4,793.70
L'AIR LIQUIDE	138	100.90	13,924.20
LAFARGE	99	50.77	5,026.23
LANXESS AG	49	51.15	2,506.35
LINDE AG	83	144.89	12,026.53
SOLVAY SA	25	117.30	2,932.50
STORA ENSO OYJ-R	461	6.84	3,155.54
THYSSEN KRUPP AG	192	19.30	3,705.79
UMICORE	74	36.48	2,699.52
UPM-KEMMENE	310	11.43	3,543.30
VOESTALPINE AG	60	34.95	2,097.00
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	8	24.46	195.68
ALSTOM	124	27.20	3,373.42
ANDRITZ AG	36	43.18	1,554.66
BOSKALIS WESTMINSTER	68	34.43	2,341.24
BOUYGUES SA	107	29.32	3,137.77
BRENNTAG AG	21	122.85	2,579.85
CNH INDUSTRIAL NV	441	9.19	4,052.79
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	106	37.83	4,010.51
EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	244	48.40	11,809.60
FERROVIAL SA	159	14.00	2,226.00
FINMECCANICA SPA	260	5.53	1,437.80
GEA GROUP AG	132	31.91	4,212.78
HOCHTIEF AG	24	66.15	1,587.60
KONE OYJ-B	46	63.15	2,904.90
KONINKLIJKE PHILIPS NV	440	26.00	11,440.00
LEGRAND SA	106	41.40	4,388.40
MAN SE	25	88.85	2,221.25
METSO OYJ	79	27.73	2,190.67
OSRAM LICHT AG	38	36.66	1,393.08
PRYSMIAN SPA	126	18.32	2,308.32
SAFRAN SA	120	47.01	5,641.80
SCHNEIDER ELECTRIC SA	224	63.27	14,172.48
SIEMENS AG	296	93.65	27,720.40
THALES	48	43.96	2,110.08
VALLOUREC	69	43.15	2,977.69
VINCI SA	198	47.62	9,428.76
WARTSILA OYJ-B SHARES	106	32.81	3,477.86
ZARDOYA OTIS SA	105	12.55	1,317.75
ZODIAC AEROSPACE	19	119.40	2,268.60
BUREAU VERITAS SA	16	22.00	352.00
EDENRED	80	24.42	1,954.00
RANDSTAD HOLDING NV	53	44.31	2,348.43
SOCIETE BIC SA	4	88.28	353.12
ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	36	15.98	575.28
ATLANTIA SPA	194	16.30	3,162.20
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	191	14.75	2,818.77
DEUTSCHE POST AG-REG	442	24.97	11,038.06
GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	265	7.16	1,897.93
INTL CONSOLIDATED AIRLINES	541	4.27	2,314.93
RYANAIR HOLDINGS PLC	53	6.33	335.49
TNT EXPRESS NV - W/I	209	6.87	1,437.29
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	114	83.56	9,525.84
CONTINENTAL AG	44	137.50	6,050.00
DAIMLER AG	363	60.29	21,888.53
FIAT SPA	441	6.10	2,690.10
MICHELIN (CGDE)-B	89	81.53	7,256.17
NOKIAN RENKAAT OYJ	52	36.00	1,872.00
PIRELLI & C	121	10.61	1,283.81
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	87	64.48	5,609.76
RENAULT SA	68	68.27	4,642.36
VOLKSWAGEN AG	3	171.50	514.50
VOLKSWAGEN AG PREFERRED STOCK	54	177.49	9,584.46
ADIDAS AG	117	84.40	9,874.80

CHRISTIAN DIOR	30	144.75	4,342.50
KERING	42	172.65	7,251.30
LUXOTTICA GROUP SPA	114	37.48	4,272.72
LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	89	139.80	12,442.20
ACCOR	80	33.69	2,695.20
OPAP SA	160	9.40	1,504.00
SODEXO	50	72.39	3,619.50
EUTELSAT COMMUNICATIONS	51	22.02	1,123.27
JC DECAUX SA	72	29.29	2,109.24
LAGARDERE S.C.A.	55	26.35	1,449.52
PUBLICIS GROUPE	55	60.00	3,300.00
REED ELSEVIER NV	343	14.80	5,076.40
SES	168	21.17	3,557.40
WOLTERS KLUWER	188	20.27	3,810.76
INDITEX	96	117.80	11,308.80
CARREFOUR SA	266	27.20	7,235.20
CASINO GUICHARD PERRACHON	22	83.18	1,829.96
COLRUYT SA	11	41.86	460.51
DELHAIZE GROUP	62	46.71	2,896.02
DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	326	6.91	2,255.59
JERONIMO MARTINS	125	14.51	1,813.75
KONINKLIJKE AHOLD NV	521	13.79	7,187.19
METRO AG	84	34.81	2,924.04
ANHEUSER-BUSCH INBEV	327	74.84	24,472.68
DANONE	265	54.83	14,529.95
HEINEKEN HOLDING NV	38	46.31	1,759.97
HEINEKEN NV	107	50.44	5,397.08
KERRY GROUP PLC-A	82	45.80	3,755.60
PERNOD-RICARD	105	86.09	9,039.45
REMY COINTREAU	19	72.40	1,375.60
UNILEVER NV-CVA	730	29.00	21,173.65
BEIERSDORF AG	61	69.54	4,241.94
HENKEL AG & CO KGAA	70	66.75	4,672.50
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	84	77.19	6,483.96
L'OREAL	86	127.90	10,999.40
ESSILOR INTERNATIONAL	75	77.49	5,811.75
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO	101	48.67	4,916.17
FRESENIUS SE & CO KGAA	64	94.49	6,047.36
BAYER AG	374	90.62	33,891.88
ELAN CORPORATION PLC	242	11.53	2,790.26
GRIFOLS SA	86	28.95	2,490.13
MERCK KGAA	14	120.62	1,688.77
ORION OYJ-CLASS B	90	19.41	1,746.90
QIAGEN N.V.	130	15.90	2,067.00
SANOFI	457	74.86	34,211.02
UCB SA	65	47.84	3,109.92
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	1,153	0.21	251.93
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	2,522	9.05	22,841.75
BANCO DE SABADELL SA	1,556	1.89	2,940.84
BANCO ESPIRITO SANTO-REG	608	0.93	566.65
BANCO POPULAR ESPANOL	480	4.15	1,992.00
BANCO SANTANDER SA	4,919	6.61	32,529.34
BANCO SANTANDER SA - RTS	4,919	0.16	791.95
BANK OF IRELAND	5,629	0.26	1,474.79
BANKIA SA	1,661	1.14	1,906.82
BNP PARIBAS	397	54.19	21,513.43
CAIXABANK	309	3.83	1,185.94
COMMERZBANK AG	361	9.67	3,493.03
CREDIT AGRICOLE SA	442	9.11	4,030.59
ERSTE GROUP BANK AG	100	24.47	2,447.00
INTESA SANPAOLO	3,422	1.82	6,228.04
KBC GROUPE	95	38.69	3,676.02
NATIXIS	573	3.96	2,269.08
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	3	25.97	77.92
SOCIETE GENERALE-A	280	41.39	11,590.60
UNICREDIT SPA	1,696	5.41	9,183.84
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	416	5.05	2,100.80
DEUTSCHE BANK AG REG	465	36.00	16,740.46

	DEUTSCHE BOERSE AG	104	58.17	6,049.68
	EURAZEO	26	54.62	1,420.12
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	36	65.17	2,346.12
	ING GROEP NV	1,562	9.40	14,687.48
	MEDIOBANCA	320	6.44	2,062.40
	WENDEL	20	101.30	2,026.00
	AEGON NV	928	5.91	5,489.12
	AGEAS	118	31.63	3,732.93
	ALLIANZ SE	187	124.51	23,283.74
	ASSICURAZIONI GENERALI	542	17.24	9,344.08
	AXA	722	18.63	13,454.47
	HANNOVER RUECK SE-REG	40	58.56	2,342.40
	MAPFRE SA	443	2.94	1,303.30
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	79	151.15	11,941.08
	SAMPO OYJ-A SHS	61	34.97	2,133.17
	SCOR SE	100	25.63	2,563.00
	IMMOFINANZ AG	719	3.26	2,343.94
	AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	143	27.00	3,861.00
	ATOS	20	59.00	1,180.00
	CAP GEMINI SOGETI SA	90	46.89	4,220.10
	DASSAULT SYSTEMES SA	28	85.75	2,401.00
	SAP AG	409	56.87	23,259.83
	GEMALTO	33	81.82	2,700.06
	NOKIA OYJ	1,394	5.18	7,220.92
	BELGACOM SA	107	22.20	2,375.40
	DEUTSCHE TELEKOM AG	1,186	11.56	13,717.27
	ELISA OYJ	77	18.18	1,399.86
	ILIAD SA	14	171.00	2,394.00
	KONINKLIJKE KPN NV	1,020	2.30	2,354.16
	ORANGE S.A.	924	10.18	9,406.32
	PORTUGAL TELECOM, SA-REGISTERED SHARES	345	3.47	1,198.87
	TELECOM ITALIA SPA	5,688	0.71	4,083.98
	TELECOM ITALIA-RNC	3,712	0.55	2,054.59
	TELEFONICA S.A	1,829	12.88	23,557.52
	TELEKOM AUSTRIA AG	160	5.88	941.76
	VIVENDI SA	363	18.97	6,886.11
	ZIGGO NV	35	31.08	1,087.97
	ACCIONA SA	16	46.77	748.40
	E.ON SE	762	13.36	10,184.13
	ELECTRICITE DE FRANCE	140	25.73	3,602.20
	ENAGAS	99	19.24	1,905.25
	ENEL GREEN POWER SPA	614	1.74	1,070.20
	ENEL SPA	2,736	3.21	8,804.44
	ENERGIAS DE PORTUGAL	1,011	2.68	2,711.50
	FORTUM OYJ	138	16.32	2,252.16
	GAS NATURAL SDG-E	229	17.34	3,970.86
	GDF SUEZ	457	18.44	8,429.36
	IBERDROLA SA	2,044	4.50	9,200.04
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	66	46.02	3,037.65
	RWE AG	235	26.70	6,276.14
	RWE AG-NON VTG PFD	33	25.08	827.80
	SNAM SPA	862	3.79	3,268.70
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	145	13.01	1,886.45
	TERNA SPA	705	3.58	2,528.13
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	231	13.04	3,012.24
	ASML HOLDING NV	118	68.52	8,085.36
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	468	7.04	3,294.72
	STMICROELECTRONICS NV	287	5.65	1,623.84
小計				1,193,144.72
				(160,012,638)
イギリスポンド	AMEC PLC	149	11.60	1,728.40
	BG GROUP PLC	1,358	12.40	16,845.99
	BP PLC	7,494	4.50	33,734.24
	PETROFAC LTD	157	14.62	2,295.34
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	1,538	21.16	32,551.77
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	958	22.18	21,253.23
	TULLOW OIL PLC	480	9.59	4,603.20

ANGLO AMERICAN PLC	474	15.06	7,138.44
ANTOFAGASTA PLC	243	8.74	2,123.82
BHP BILLITON PLC	851	19.50	16,594.50
CRODA INTERNATIONAL PLC	54	25.62	1,383.48
FRESNILLO PLC	72	10.22	735.84
GLENORE XSTRATA PLC	4,167	3.40	14,176.13
JOHNSON MATTHEY PLC	107	29.69	3,176.83
RANDGOLD RESOURCES LTD	48	46.42	2,228.16
REXAM PLC	339	5.08	1,723.81
RIO TINTO PLC	504	32.35	16,304.40
VEDANTA RESOURCES PLC	71	10.88	772.48
BAE SYSTEMS PLC	1,623	4.54	7,374.91
BUNZL PLC	167	13.71	2,289.57
COBHAM PLC	559	2.85	1,593.70
IMI PLC	132	15.13	1,997.16
INVENSYS PLC	307	5.04	1,548.81
MEGGITT PLC	4	5.62	22.48
ROLLS-ROYCE HOLDINGS -PRF C	75,078	0.001	75.07
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	873	11.74	10,249.02
SMITHS GROUP PLC	228	14.05	3,203.40
WEIR GROUP PLC/THE	126	23.44	2,953.44
WOLSELEY PLC	135	33.15	4,475.25
AGGREKO PLC	140	15.28	2,139.20
BABCOCK INTL GROUP PLC	26	12.54	326.04
CAPITA PLC	322	9.75	3,139.50
EXPERIAN PLC	504	12.28	6,189.12
G4S PLC	689	2.53	1,743.17
INTERTEK GROUP PLC	97	33.45	3,244.65
SERCO GROUP PLC	304	5.52	1,679.60
GKN PLC	750	3.76	2,821.50
BURBERRY GROUP PLC	213	15.47	3,295.11
CARNIVAL PLC	43	21.95	943.85
COMPASS GROUP	997	9.06	9,032.82
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	198	18.63	3,688.74
WHITBREAD PLC	86	33.45	2,876.70
BRITISH SKY BROADCASTING PLC	483	9.50	4,588.50
ITV PLC	1,782	1.92	3,432.13
PEARSON PLC	450	13.55	6,097.50
REED ELSEVIER PLC	600	8.66	5,196.00
WPP PLC	635	13.25	8,413.75
KINGFISHER PLC	973	3.67	3,579.66
MARKS AND SPENCER PLC	764	4.76	3,641.98
NEXT PLC	99	52.10	5,157.90
SAINSBURY (J) PLC	614	3.96	2,432.05
TESCO PLC	3,771	3.71	13,990.41
WM MORRISON SUPERMARKETS	1,273	2.82	3,593.67
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	200	21.05	4,210.00
BRITISH AMERICAN TABACCO PLC	771	33.90	26,136.90
COCA-COLA HBC AG-CDI	107	18.15	1,942.05
DIAGEO PLC	1,047	20.12	21,070.87
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	440	23.19	10,203.60
SABMILLER PLC	321	32.33	10,379.53
TATE & LYLE PLC	285	7.90	2,251.50
UNILEVER PLC	418	25.09	10,487.62
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	273	48.05	13,117.65
SMITH & NEPHEW PLC	434	8.01	3,476.34
ASTRAZENECA PLC	569	32.25	18,350.25
GLAXO SMITHKLINE	1,996	15.97	31,876.12
SHIRE PLC	283	27.60	7,810.80
BARCLAYS PLC	6,350	2.66	16,919.57
HSBC HOLDINGS PLC	7,934	6.82	54,125.74
LLOYDS BANKING GROUP PLC	21,259	0.80	17,032.71
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	979	3.56	3,490.13
STANDARD CHARTERED PLC	971	15.21	14,768.91
3I GROUP PLC	476	3.70	1,765.00
ABERDEEN ASSET MGMT PLC	489	4.50	2,202.45
ICAP PLC	305	3.82	1,167.23
INVESTEC PLC	417	4.37	1,826.04

	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	79	16.63	1,313.77
	SCHRODERS PLC	49	26.90	1,318.10
	ADMIRAL GROUP PLC	127	12.43	1,578.61
	AVIVA PLC	1,490	4.40	6,567.92
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	738	2.14	1,580.05
	OLD MUTUAL PLC	2,610	2.03	5,321.79
	PRUDENTIAL PLC	1,143	12.76	14,584.68
	RESOLUTION LTD	886	3.51	3,110.74
	RSA INSURANCE GROUP PLC	1,911	1.26	2,415.50
	STANDARD LIFE PLC	1,089	3.71	4,049.99
	SAGE GROUP PLC/THE	514	3.27	1,682.32
	BT GROUP PLC	3,680	3.62	13,347.36
	INMARSAT PLC	243	7.25	1,762.96
	VODAFONE GROUP PLC	19,573	2.28	44,802.59
	CENTRICA PLC	2,360	3.56	8,418.12
	NATIONAL GRID PLC	1,425	7.79	11,100.75
	SEVERN TRENT PLC	117	18.60	2,176.20
	SSE PLC	423	14.22	6,015.06
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	326	7.18	2,340.68
	ARM HOLDINGS PLC	615	9.60	5,907.07
小計				730,401.69
スイスフラン				(115,016,354)
	TRANSOCEAN LTD	181	43.40	7,855.40
	GIVAUDAN-REG	2	1,285.00	2,570.00
	HOLCIM LTD-REG	102	66.35	6,767.70
	SYNGENTA AG	43	364.50	15,673.50
	ABB LTD	709	23.05	16,342.45
	GEBERIT AG-REG	21	250.90	5,268.90
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	34	126.40	4,297.60
	SULZER AG-REG	14	135.50	1,897.00
	ADECCO SA REGISTER	72	66.95	4,820.40
	SGS SA	3	2,148.00	6,444.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	37	114.70	4,243.90
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	243	94.05	22,854.15
	THE SWATCH GROUP AG-BR	16	586.50	9,384.00
	ARYZTA AG	68	66.65	4,532.20
	NESTLE SA-REG	1,330	65.50	87,115.00
	SONOVA HOLDING SG-REG	22	117.30	2,580.60
	ACTELION LTD-REG	62	69.35	4,299.70
	LONZA GROUP AG-REG	37	78.80	2,915.60
	NOVARTIS AG-REG SHS	979	69.75	68,285.25
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	293	248.00	72,664.00
	CREDIT SUISSE GROUP AG	677	29.00	19,633.00
	JULIUS BAER GROUP LTD	111	44.49	4,938.39
	UBS AG(REGISTERED)	1,605	18.84	30,238.20
	BALOISE HOLDING AG	19	107.20	2,036.80
	SWISS LIFE HOLDING AG	15	183.50	2,752.50
	SWISS RE LTD	121	79.15	9,577.15
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	67	244.80	16,401.60
	SWISSCOM AG	14	463.20	6,484.80
小計				442,873.79
スウェーデンクローナ				(48,251,099)
	LUNDIN PETROLEUM AB	154	135.00	20,790.00
	ALFA LAVAL AB	59	158.00	9,322.00
	ASSA ABLOY AB-B	85	304.10	25,848.50
	ATLAS COPCO AB-A SHS	339	192.20	65,155.80
	ATLAS COPCO AB-B SHS	210	172.80	36,288.00
	SANDVIK AB	322	91.00	29,302.00
	SCANIA AB-B SHS	128	138.00	17,664.00
	SKANSKA AB-B SHS	200	125.50	25,100.00
	SKF AB-B SHARES	200	173.80	34,760.00
	VOLVO AB-B SHS	402	94.35	37,928.70
	SECURITAS AB-B SHS	200	74.25	14,850.00
	ELECTROLUX B-F	135	172.80	23,328.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	221	38.47	8,501.87
	HENNES AND MAURITZ AB B-F	452	278.20	125,746.40
	SWEDISH MATCH AB	53	225.90	11,972.70

	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	246	180.90	44,501.40
	ELEKTA AB-B SHS	152	100.50	15,276.00
	GETINGE AB-B SHS	102	207.00	21,114.00
	NORDEA BANK AB	1,082	82.15	88,886.30
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-AB	764	77.10	58,904.40
	SVENSKA HANDELSBANKEN -A SHS	221	289.30	63,935.30
	SWEDBANK AB - A SHARES	328	169.30	55,530.40
	INVESTOR AB-B SHS	238	212.50	50,575.00
	KINNEVIK INVESTMENT AB-B	136	241.40	32,830.40
	RATOS AB-B SHS	216	59.25	12,798.00
	ERICSSON LM B-F	1,343	79.75	107,104.25
	HEXAGON AB-B SHS	122	201.70	24,607.40
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	15	608.50	9,127.50
	TELE2 AB-B SHS	200	77.45	15,490.00
	TELIASONERA AB	980	53.05	51,989.00
小計				1,139,227.32
				(17,430,177)
ノルウェークローネ	AKER SOLUTIONS ASA	159	82.95	13,189.05
	SEADRILL LTD	150	273.50	41,025.00
	STATOIL ASA	443	139.90	61,975.70
	SUBSEA 7 SA	161	129.20	20,801.20
	NORSK HYDRO ASA	665	27.13	18,041.45
	YARA INTERNATIONAL	100	251.00	25,100.00
	ORKLA ASA	450	46.72	21,024.00
	DNB ASA	418	104.10	43,513.80
	TELENOR ASA	272	149.60	40,691.20
小計				285,361.40
				(4,702,755)
デンマーククローネ	DSV A/S	163	158.70	25,868.10
	CARLSBERG AS-B	55	565.00	31,075.00
	COLOPLAST-B	75	323.40	24,255.00
	NOVO-NORDISK A/S-B	180	985.00	177,300.00
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	135	220.80	29,808.00
	DANSKE BANK A/S	338	126.20	42,655.60
	TDC A/S	302	50.40	15,220.80
小計				346,182.50
				(6,224,361)
オーストラリアドル	ORIGIN ENERGY LIMITED	458	14.41	6,599.78
	SANTOS LTD	526	14.52	7,637.52
	WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	298	38.26	11,401.48
	WORLEYPARSONS LTD	105	22.37	2,348.85
	ALUMINA LTD	1,647	1.03	1,704.64
	AMCOR LTD.	623	10.66	6,641.18
	BHP BILLITON LIMITED	1,275	37.35	47,621.25
	BORAL LTD	624	4.98	3,107.52
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	919	5.30	4,870.70
	ILUKA RESOURCES LTD	229	10.11	2,315.19
	INCITEC PIVOT LTD	880	2.64	2,323.20
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	313	10.45	3,270.85
	NEWCREST MINING LIMITED	334	10.91	3,643.94
	ORICA LIMITED	190	20.97	3,984.30
	RIO TINTO LIMITED	85	63.85	5,427.25
	LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	88	18.09	1,591.92
	BRAMBLES LTD	898	9.45	8,486.10
	ASCIANO LTD	403	6.21	2,502.63
	AURIZON HOLDINGS LTD	921	4.73	4,356.33
	TOLL HOLDINGS LIMITED	353	5.90	2,082.70
	CROWN LTD	260	16.85	4,381.00
	ECHO ENTERTAINMENT GROUP LTD	399	2.66	1,061.34
	TABCORP HOLDINGS LIMITED	365	3.53	1,288.45
	METCASH LTD	641	3.23	2,070.43
	WESFARMERS LIMITED	493	41.92	20,666.56
	WOOLWORTHS LTD	371	34.60	12,836.60
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	298	12.78	3,808.44
	COCHLEAR LTD	36	58.87	2,119.32
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	39	38.81	1,513.59
	SONIC HEALTHCARE LTD	200	15.88	3,176.00
	CSL LIMITED	229	66.80	15,297.20

	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND			
	BANKING GROUP	1,224	32.37	39,620.88
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	194	10.93	2,120.42
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	715	75.58	54,039.70
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD.	946	35.59	33,668.14
	WESTPAC BANKING CORP. LTD.	1,289	34.18	44,058.02
	ASX LTD	82	35.80	2,935.60
	MACQUARIE GROUP LIMITED	134	50.95	6,827.30
	AMP LIMITED	880	4.94	4,347.20
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	1,117	5.91	6,601.47
	QBE INSURANCE GROUP LTD	516	14.30	7,378.80
	SUNCORP GROUP LTD	656	13.14	8,619.84
	COMPUTERSHARE LTD	240	10.50	2,520.00
	TELSTRA CORPORATION LTD.	2,278	5.04	11,481.12
	AGL ENERGY LTD	337	15.54	5,236.98
小計				429,591.73
				(40,110,979)
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	245	9.48	2,322.60
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	882	2.33	2,059.47
小計				4,382.07
				(354,334)
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA	1,000	95.70	95,700.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	1,000	15.28	15,280.00
	LI & FUNG LTD	2,000	10.66	21,320.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	621	60.40	37,508.40
	SANDS CHINA LTD	1,200	57.35	68,820.00
	SJM HOLDINGS LTD	1,000	25.80	25,800.00
	WYNN MACAU LTD	800	30.25	24,200.00
	BANK OF EAST ASIA	499	32.45	16,192.55
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	2,000	24.85	49,700.00
	HANG SENG BANK	300	127.70	38,310.00
	FIRST PACIFIC CO	2,250	8.80	19,800.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	462	123.80	57,195.60
	AIA GROUP LTD	5,600	39.10	218,960.00
	CHEUNG KONG	350	120.80	42,280.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,000	25.10	25,100.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	31	46.05	1,427.55
	KERRY PROPERTIES LTD	500	33.00	16,500.00
	NEW WORLD DEVELOPMENT	2,051	10.72	21,986.72
	SINO LAND CO	2,235	11.08	24,763.80
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,032	101.00	104,232.00
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	500	90.00	45,000.00
	WHARF HOLDINGS LTD	1,000	67.00	67,000.00
	CLP HOLDINGS LTD	1,000	61.45	61,450.00
	HONG KONG AND CHINA GAS	3,545	18.10	64,164.50
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	500	65.90	32,950.00
小計				1,195,641.12
				(15,005,296)
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	100	10.94	1,094.00
	NOBLE GROUP LTD	1,574	1.07	1,684.18
	SEBACORP INDUSTRIES LTD	1,000	5.38	5,380.00
	SINGAPORE TECHNOLOGIES			
	ENGINEERING LTD.	1,000	4.16	4,160.00
	GENTING SINGAPORE PLC	3,200	1.52	4,880.00
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	1,000	4.25	4,250.00
	OLAM INTERNATIONAL LTD	1,045	1.56	1,635.42
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	5,200	0.54	2,834.00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,000	3.45	3,450.00
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,063	16.66	17,709.58
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	713	10.45	7,450.85
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	1,039	20.82	21,631.98
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	1,000	7.43	7,430.00
	CAPITALAND LTD	1,500	3.16	4,740.00
	CAPITAMALLS ASIA LTD	1,000	2.07	2,070.00
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	1,000	3.13	3,130.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS			
	LIMITED	4,150	3.78	15,687.00

小計				109,217.01
				(8,582,272)
イスラエルシュケル	ISRAEL CHEMICALS LIMITED	240	28.19	6,765.60
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	379	141.90	53,780.10
	BANK HAPOLIM BM	451	18.50	8,343.50
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	917	13.30	12,196.10
	NICE SYSTEMS LTD	23	147.20	3,385.60
	BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	1,417	6.15	8,714.55
小計				93,185.45
				(2,569,122)
合計				1,134,916,041
				(1,134,916,041)

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考	
投資信託受益証券	カナダドル	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	100	2,563.00		
	計			2,563.00		
	小計			(239,127)		
投資証券	アメリカドル	AMERICAN CAPITAL AGENCY CORP	200	4,824.00		
		AMERICAN TOWER CORP	130	10,449.40		
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC.	490	5,953.50		
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	61	7,838.50		
		DUKE REALTY CORP	200	3,402.00		
		EQUITY RESIDENTIAL	160	8,611.20		
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	50	5,323.50		
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	209	4,457.97		
		HCP INC	170	7,206.30		
		HEALTH CARE REIT INC	160	10,492.80		
		HOST HOTELS & RESORTS INC	386	7,202.76		
		HUTCHISON PORT HOLDINGS TR-U	3,000	2,295.00		
		KIMCO REALTY CORP	215	4,562.30		
		LIBERTY PROPERTY TRUST	100	3,752.00		
		MACERICH CO/THE	90	5,355.90		
		PLUM CREEK TIMBER CO	90	4,453.20		
		PROLOGIS INC	211	8,528.62		
		PUBLIC STORAGE	70	12,031.60		
		SIMON PROPERTY GROUP INC	145	23,272.50		
		UDR INC	100	2,455.00		
	VENTAS INC	100	6,602.00			
	VORNADO REALTY TRUST	102	9,170.82			
	WEYERHAEUSER CO	312	9,453.60			
	計			167,694.47		
				(16,313,318)		
		ユーロ	CORIO NV	59	1,907.47	
			FONCIERE DES REGIONS	18	1,160.46	
			KLEPIERRE	81	2,683.93	
			UNIBAIL RODAMCO SE	41	7,974.50	
	計				13,726.36	
					(1,840,842)	
		イギリスポンド	BRITISH LAND COMPANY PLC	436	2,716.28	
			HAMMERSON PLC	258	1,367.40	
		INTU PROPERTIES PLC	474	1,621.55		
		LAND SECURITIES GROUP PLC	340	3,367.70		
		SEGRO PLC	309	1,032.67		
計				10,105.60		
				(1,591,328)		
	オーストラリアドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GROUP	1,476	3,011.04		
		DEXUS PROPERTY GROUP	2,600	2,756.00		
		GOODMAN GROUP	718	3,647.44		
		GPT GROUP	894	3,307.80		
		LEND LEASE GROUP	363	4,051.08		

		MIRVAC GROUP	1,673	2,936.11	
		STOCKLAND	1,200	4,800.00	
		TRANSURBAN GROUP	630	4,479.30	
		WESTFIELD GROUP	1,034	11,311.96	
		WESTFIELD RETAIL TRUST	322	991.76	
	計			41,292.49	
	香港ドル	LINK REIT	1,112	42,812.00	(3,855,479)
	計			42,812.00	(537,290)
	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	1,000	2,320.00	
	計	CAPITAMALL TRUST	1,000	2,000.00	
				4,320.00	(339,465)
	小計			24,477,722	(24,477,722)
	合計			24,716,849	(24,716,849)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 502銘柄 投資証券 23銘柄	54.5%	-	- 1.3%	58.6%
カナダドル	株式 75銘柄 投資信託 受益証券 1銘柄	4.4%	- 0.0%	-	4.6%
ユーロ	株式 208銘柄 投資証券 4銘柄	13.1%	-	- 0.2%	14.0%
イギリスポンド	株式 95銘柄 投資証券 5銘柄	9.4%	-	- 0.1%	10.1%
スイスフラン	株式 28銘柄	4.0%	-	-	4.2%
スウェーデンク ローナ	株式 30銘柄	1.4%	-	-	1.5%
ノルウェーク ローネ	株式 9銘柄	0.4%	-	-	0.4%
デンマークク ローネ	株式 7銘柄	0.5%	-	-	0.5%
オーストラリア ドル	株式 45銘柄 投資証券 10銘柄	3.3%	-	- 0.3%	3.8%
ニュージーランド ドル	株式 2銘柄	0.0%	-	-	0.0%
香港ドル	株式 25銘柄 投資証券 1銘柄	1.2%	-	- 0.0%	1.3%
シンガポールド ル	株式 17銘柄 投資証券 2銘柄	0.7%	-	- 0.0%	0.8%
イスラエルシケ ル	株式 6銘柄	0.2%	-	-	0.2%

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）」

(平成25年11月29日現在)

資産総額	290,951,194円
負債総額	14,359,382円
純資産総額(-)	276,591,812円
発行済数量	243,956,277口
1単位当たり純資産額(/)	1.1338円

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）」

(平成25年11月29日現在)

資産総額	946,769,512円
負債総額	7,587,834円
純資産総額(-)	939,181,678円
発行済数量	682,041,579口
1単位当たり純資産額(/)	1.3770円

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

(平成25年11月29日現在)

資産総額	1,237,606,787円
負債総額	-
純資産総額(-)	1,237,606,787円
発行済数量	735,683,124口
1単位当たり純資産額(/)	1.6823円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとしします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成25年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成25年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成25年11月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成25年11月末現在、委託会社の運用するファンドは102本、純資産総額は723,675百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	12,878百万円
	追加型	株式投資信託	81本	655,256百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	55,542百万円
合計			102本	723,675百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	5,405,779	2	5,273,856
前払費用		18,343		19,328
未収委託者報酬		893,246		865,843
未収運用受託報酬		42,463		10,170
未収投資助言報酬		65,848		51,383
未収収益		483,364		945,999
立替金		42,538		42,343
為替予約		9,613		737
繰延税金資産		-		456,500
流動資産合計		6,961,199		7,666,161
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	1	17,303	1	7,057
無形固定資産合計		17,303		7,057
投資その他の資産				
投資有価証券		16,926		16,217
長期差入保証金		200		200
敷金		10,312		9,301
繰延税金資産		-		82,336
投資その他の資産合計		27,438		108,056
固定資産合計		44,742		115,113
資産合計		7,005,942		7,781,275

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	105,165	189,040
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	449,694	435,263
その他未払金	63,043	79,656
未払費用	2 1,266,297	2 999,473
未払法人税等	20,093	95,234
未払消費税等	1,902	16,299
賞与引当金	57,021	69,377
事務所退去損失引当金	-	29,535
為替予約	17,622	8,755
流動負債合計	1,982,354	1,924,147
固定負債		
退職給付引当金	796,757	572,361
長期未払費用	182,835	170,105
賞与引当金	-	103,986
固定負債合計	979,592	846,453
負債合計	2,961,946	2,770,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	863,920	102,532
利益剰余金合計	863,920	102,532
株主資本合計	4,044,079	5,010,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	83	142
評価・換算差額等合計	83	142
純資産合計	4,043,995	5,010,674
負債純資産合計	7,005,942	7,781,275

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,658,303	6,714,400
運用受託報酬	206,509	131,072
投資助言報酬	97,851	95,529
その他営業収益	2,390,932	1,602,115
営業収益合計	9,353,596	8,543,118
営業費用		
支払手数料	3,479,040	3,436,882
広告宣伝費	167,121	196,803
公告費	1,160	1,160
調査費	93,973	97,927
委託調査費	439,257	480,591
情報機器関連費	153,277	124,231
委託計算費	181,578	253,926
通信費	8,966	8,618
印刷費	94,129	101,980
協会費	5,869	9,945
諸会費	998	383
諸経費	35,081	32,379
営業費用合計	4,660,455	4,744,831
一般管理費		
役員報酬	60,675	58,275
給料・手当	962,162	963,813
賞与	407,628	530,810
交際費	109,753	90,151
寄付金	397	2,500
旅費交通費	85,716	65,845
租税公課	27,248	20,295
不動産賃借料	185,062	143,664
退職給付費用	99,947	93,290
固定資産減価償却費	10,348	10,246
福利厚生費	231,130	267,868
業務委託費	1 803,486	1 867,422
退職金	4,256	12,297
諸経費	92,362	72,225
一般管理費合計	3,080,177	3,198,705
営業利益	1,612,964	599,581
営業外収益		
その他	1,628	2,252
営業外収益合計	1,628	2,252
営業外費用		
為替差損	20,698	2,910
その他	5,973	120
営業外費用合計	26,671	3,030
経常利益	1,587,920	598,803
特別損失		

割増退職金	-	54,397
事務所退去損失引当金繰入額	-	29,535
特別損失合計	-	83,933
税引前当期純利益	1,587,920	514,869
法人税、住民税及び事業税	5,810	87,341
法人税等調整額	-	538,924
法人税等合計	5,810	451,582
当期純利益	1,582,110	966,452

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,078,000	3,078,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,830,000	1,830,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,446,030	863,920
当期変動額		
当期純利益	1,582,110	966,452
当期変動額合計	1,582,110	966,452
当期末残高	863,920	102,532
株主資本合計		
当期首残高	2,461,969	4,044,079
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純利益	1,582,110	966,452
当期変動額合計	1,582,110	966,452
当期末残高	4,044,079	5,010,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	126	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	210	226
当期変動額合計	210	226
当期末残高	83	142
評価・換算差額等合計		
当期首残高	126	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	210	226
当期変動額合計	210	226
当期末残高	83	142
純資産合計		
当期首残高	2,462,096	4,043,995
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純利益	1,582,110	966,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	210	226
当期変動額合計	1,581,899	966,678
当期末残高	4,043,995	5,010,674

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 事務所退去損失引当金

不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等の一部退去に伴う資産除去費用に関連して負担する支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

また、前事業年度末まで、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しておりましたが、平成24年9月の取締役会にて制度廃止の旨の決議が行われました。制度廃止を受けその後、全額が支給されたため当事業年度末において残高はありません。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

- 1 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
ソフトウェア	71,351 千円	81,597 千円

- 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
預金	3,699,915 千円	4,069,209 千円
未払費用	222,626 千円	240,209 千円

（損益計算書関係）

- 1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
業務委託費	203,756 千円	198,535 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

（リース取引関係）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位:千円）

	前事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	319,248	266,463	52,785
有形固定資産 （建物附属設備）	653,359	385,875	267,484
合計	972,608	652,339	320,269

（単位:千円）

	当事業年度（平成25年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	364,822	333,257	31,564
有形固定資産 （建物附属設備）	653,585	416,748	236,837
合計	1,018,407	750,006	268,401

(2) 未経過リース料期末残高相当額

（単位:千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1年以内	61,085	41,799
1年超	211,307	174,393
合計	272,392	216,193

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位:千円）

	前事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当事業年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
支払リース料	71,463	67,280
減価償却費相当額	34,141	50,601
支払利息相当額	4,119	1,813

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	5,405,779	5,405,779	-
(2)未収委託者報酬	893,246	893,246	-
(3)未収運用受託報酬	42,463	42,463	-
(4)未収投資助言報酬	65,848	65,848	-
(5)未収収益	483,364	483,364	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,926	16,926	-
資産計	6,907,629	6,907,629	-
(1)未払手数料	449,694	449,694	-
(2)未払費用	1,266,297	1,266,297	-
(3)長期未払費用	182,835	182,835	-
負債計	1,898,827	1,898,827	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,009)	(8,009)	-
デリバティブ取引計	(8,009)	(8,009)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他の有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,405,779	-	-
未収委託者報酬	893,246	-	-
未収運用受託報酬	42,463	-	-
未収投資助言報酬	65,848	-	-
未収収益	483,364	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	16,916
合計	6,890,703	10	16,916

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	5,273,856	5,273,856	-
(2) 未収委託者報酬	865,843	865,843	-
(3) 未収運用受託報酬	10,170	10,170	-
(4) 未収投資助言報酬	51,383	51,383	-
(5) 未収収益	945,999	945,999	-
(6) 投資有価証券			
その他の有価証券	16,217	16,217	-
資産計	7,163,470	7,163,470	-
(1) 預り金	189,040	189,040	-
(2) 未払手数料	435,263	435,263	-
(3) 未払費用	999,473	999,473	-
(4) 未払法人税等	95,234	95,234	-
(5) 長期未払費用	170,105	170,105	-
負債計	1,889,116	1,889,116	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,018)	(8,018)	-
デリバティブ取引計	(8,018)	(8,018)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,273,856	-	-
未収委託者報酬	865,843	-	-
未収運用受託報酬	36,182	-	-
未収投資助言報酬	51,383	-	-
未収収益	919,986	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	-	15,039
合計	7,147,253	-	15,039

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (平成24年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,036	15,010	26
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,889	2,000	110
合計		16,926	17,010	83

当事業年度 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	16,217	15,988	229
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		16,217	15,988	229

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,109	78	-
合計	1,109	78	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度 (平成24年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	694,468	-	7,488	7,488
	買建				
	米ドル	436,620	-	10,134	10,134
	ユーロ	506,097	-	9,257	9,257
	シンガポールドル	30,080	-	355	355
合計		1,667,267	-	8,009	8,009

当事業年度 (平成25年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	553,397	-	5,418	5,418
	買建				
	ユーロ	620,475	-	3,337	3,337
	シンガポールドル	55,763	-	737	737
合計		1,229,636	-	8,018	8,018

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位:千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	235,824	238,321
(2) 未積立退職給付債務	235,824	238,321
(3) 未認識数理計算上の差異	28,233	25,435
(4) 貸借対照表計上額純額 (2)+(3)	207,590	212,886
(5) 特別退職慰労引当金	589,166	359,475
(6) 退職給付引当金 (4)+(5)	796,757	572,361

3. 退職給付費用に関する事項

（単位:千円）

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1) 勤務費用	36,912	44,568
(2) 利息費用	3,167	3,301
(3) その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	45,965	39,208
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	1,509	6,185
退職給付費用小計	87,556	93,264
(5) 割増退職金	12,391	26
退職給付費用合計	99,947	93,290

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.40%	0.90%

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：千円）	
	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	21,674	64,252
事務所退去損失引当金	-	11,226
未払費用	574,778	410,176
未払事業税	5,429	8,729
長期未払費用	-	61,969
退職給付引当金	302,847	206,142
税務上の繰越欠損金	64,911	-
減価償却超過額	46,358	37,415
その他	513	311
繰延税金資産小計	1,016,512	800,219
評価性引当額	1,016,512	261,295
繰延税金資産合計	-	538,924
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	87
繰延税金負債合計	-	87
繰延税金資産の純額	-	538,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	（単位：%）	
	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
法定実効税率	40.7	38.0
（調整）		
交際費否認額	2.8	6.7
役員賞与否認額	1.4	11.2
評価性引当額	44.9	142.2
住民税均等割	0.4	1.1
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.4	87.7

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス	- 219,712	預金 未払費用	3,699,915 222,626

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス	- 198,535	預金 未払費用	4,069,209 240,209

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	409,942	未払費用	553,130
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*2 不動産賃借料	182,840	未払費用	79,079
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミ ントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業 収益	1,987,975	未収収益	399,469

同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	運用の再委託 サービスの提供	*2 委託調査	270,502	未払費用	111,010
							*3 その他営業 収益	176,515	未収収益	45,349
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業 収益	102,699	-	-
							*4 運用受託報酬	54,782	-	-

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	398,082	未払費用	227,840
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*2 不動産賃借料	141,862	未払費用	24,143
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業 収益	1,190,429	未収収益	667,059
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	運用の再委託 サービスの提供	*2 委託調査	328,358	未払費用	141,761
							*3 その他営業 収益	271,074	未収収益	195,228

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
 ニューヨーク証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
----	-----------------------	-----------------------

1株当たり純資産額	65,691.94 円	81,394.97 円
1株当たり当期純利益金額	25,700.29 円	15,699.35 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,582,110	966,452
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額(千円)	1,582,110	966,452
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		6,582,629
前払費用		15,294
未収委託者報酬		798,905
未収運用受託報酬		16,374
未収投資助言報酬		11,555
未収収益		1,121,050
立替金		31,486
繰延税金資産		619,055
為替予約		13,574
流動資産計		9,209,927
固定資産		
無形固定資産	1	1,954
投資その他の資産		
繰延税金資産		92,814
その他		28,067
固定資産計		122,835
資産合計		9,332,763
負債の部		
流動負債		
預り金		71,138
未払金		
未払手数料		403,314
その他未払金		51,527
未払費用		1,112,548
未払法人税等		707,521
未払消費税等	2	34,795
賞与引当金		239,439
事務所退去損失引当金		83,360
為替予約		94
流動負債計		2,703,740
固定負債		
長期未払費用		266,926
退職給付引当金		579,379
賞与引当金		136,459
固定負債計		982,765
負債合計		3,686,506
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		738,202
利益剰余金計		738,202

株主資本計	5,646,202
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	54
評価・換算差額等合計	54
純資産合計	5,646,256
負債・純資産合計	9,332,763

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,058,468
運用受託報酬	42,513
投資助言報酬	21,399
その他営業収益	1,680,660
営業収益計	5,803,043
営業費用	
支払手数料	2,105,042
その他営業費用	624,889
営業費用計	2,729,932
一般管理費	1 1,833,065
営業利益	1,240,044
営業外収益	2,611
営業外費用	2 29,209
経常利益	1,213,446
特別損失	3 59,337
税引前中間純利益	1,154,108
法人税、住民税及び事業税	691,416
法人税等調整額	172,978
法人税等合計	518,438
中間純利益	635,670

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 事務所退去損失引当金</p> <p>不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等の一部退去に伴う資産除去費用に関連して負担する支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	86,700千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 減価償却実施額	
無形固定資産	5,103千円

2 営業外費用の主要項目	
為替差損	10,755千円
事務処理損失	18,454千円
3 特別損失の主要項目	
事務所退去損失引当金繰入額	53,824千円
割増退職金	5,513千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)			
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	393,859千円	653,585千円	1,047,445千円
減価償却累計額相当額	362,663千円	432,018千円	794,681千円
中間会計期間末残高相当額	31,196千円	221,567千円	252,764千円
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額			
1年以内		40,932千円	
1年超		155,856千円	
合計		196,788千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		21,695千円	
減価償却費相当額		18,618千円	
支払利息相当額		1,365千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	6,582,629	6,582,629	-
(2)未収委託者報酬	798,905	798,905	-
(3)未収運用受託報酬	16,374	16,374	-
(4)未収投資助言報酬	11,555	11,555	-
(5)未収収益	1,121,050	1,121,050	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	17,387	17,387	-
資産計	8,547,903	8,547,903	-
(1)未払手数料	403,314	403,314	-
(2)未払費用	1,112,548	1,112,548	-
(3)未払法人税等	707,521	707,521	-
(4)長期未払費用	266,926	266,926	-
負債計	2,490,312	2,490,312	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	13,480	13,480	-
デリバティブ取引計	13,480	13,480	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	17,188	17,100	88
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	198	200	1
合計		17,387	17,300	87

当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,175	287	-
合計	1,175	287	-

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	521,991	-	8,509	8,509
	米ドル				
	買建	624,892	-	5,983	5,983
	ユーロ				
米ドル					
シンガポールドル	68,703	-	94	94	
合計		1,365,262	-	13,480	13,480

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	91,719円57銭
1株当たり中間純利益金額	10,326円03銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	635,670
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	635,670
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

株式会社三井住友銀行 ¹	1,770,996百万円 (平成25年9月末現在)	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行 ¹	54,573百万円 (平成25年9月末現在)	
株式会社北海道銀行	93,524百万円 (平成25年9月末現在)	
日本生命保険相互会社	1,250,000百万円 ² (平成25年9月末現在)	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成25年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 (平成25年3月末現在)	
野村證券株式会社 ¹	10,000百万円 (平成25年9月末現在)	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円 (平成25年9月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成25年3月末現在)	

¹ 新規申込みの取扱いを行いません。

² 日本生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金及び基金償却積立金の合計額を記載しています。

投資顧問会社

名称 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
 資本金の額 495百万円(平成25年11月末現在)
 事業の内容 金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。

登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月27日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成25年4月26日から平成25年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成25年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年11月27日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成25年4月26日から平成25年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成25年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月14日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)